

資料 1 茨城県環境基本条例

平成 8 年 6 月 25 日
茨城県条例第 48 号

茨城県環境基本条例を公布する。

茨城県環境基本条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
 - 第 1 節 環境基本計画等(第 9 条・第 10 条)
 - 第 2 節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等(第 11 条—第 28 条)
 - 第 3 節 地球環境保全の推進(第 29 条・第 30 条)
 - 第 4 節 霞ヶ浦流域の総合的な環境の管理(第 31 条)
- 第 3 章 国及び他の地方公共団体との協力等(第 32 条・第 33 条)

付則

私たちのふるさと茨城は、180 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波山に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動に起因して、都市・生活型公害や廃棄物の問題が生じている。

また、日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が、自然の復原力を超えるまでに大きくなりつつあり、一地域の環境に影響を及ぼすにとどまらず、地球の温暖化、海洋の汚染等地球規模の環境問題までの広がりを持つに至り、世代を超えた影響も懸念されている。

ここに、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有する私たちは、人類の存続の基盤である地球の環境の有限性及びぜい弱性を深く認識し、世界の事象や知見に目を開き耳を傾けるとともに、世界の各地との共感的理解に基づく連携と役割の分担を目指しつつ、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境を創造していくことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 現在及び将来の県民が恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である限りある環境が将来にわたって維持されること。
- (2) 人と自然が共生し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されること。
- (3) すべての者が参加し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まれること。
- (4) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であること及び地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、地球環境保全は、本県の経験、技術等を生かして国際的な連携及び協力の下に、すべての者の参画と行動により、積極的に推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、次に掲げる事項に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持及び野生生物の種の保存その他の生物の多様性の保全に関すること。
- (2) 森林及び緑地の保全、良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全その他の人と自然との豊かな触れ合いの確保に関すること。
- (3) 公害の防止、保全すべき自然環境の適正な保全に支障を及ぼす行為の防止、災害の防止、水道水源地域の汚染の防止その他の環境の保全上の支障の防止に関すること。
- (4) 上下水道、廃棄物処理施設、公園、緑地その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備に関すること。
- (5) 環境への負荷の少ない土地の合理的かつ適正な利用に関すること。
- (6) 資源の循環的な利用、エネルギーの使用の合理化並びに廃棄物の減量化及び適正な処理の促進に関すること。
- (7) 地球環境保全の推進に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関すること。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策に配慮しつつ当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、事業者は、特に次に掲げる事項に配慮するものとする。

- (1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、環境の保全上の支障が生じないように、工場、事業所等を設置し、及び事業活動を行う場所を選定すること。
 - (2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用する措置を講ずること。
 - (3) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
 - (4) 前号に定めるもののほか、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。
 - (5) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報を提供すること。
- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(年次報告等)

第8条 知事は、毎年、議会に、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 知事は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを議会に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ茨城県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の方針等)

第10条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、各種の施策相互の連携を図りつつ環境基本計画に基づき総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 2 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ること等により環境への負荷が低減されるように行わなければならない。

第2節 県が講ずる環境の保全及び創造のための施策等

(多様な自然環境の体系的な保全及び創造)

第11条 県は、山地、山間地、平地、河川・湖沼、沿岸・海域等の県土空間における多様な自然環境を、自然の生態系がもつ環境の保全能力が維持されるように、地域の自然的社会的条件に応じて、体系的に保全し、及び創造するために必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第12条 県は、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、野生生物の生息空間の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の保全を図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第13条 県は、自然環境に配慮した良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全を図られるように、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第14条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- (1) 公害を防止するために必要な規制の措置
- (2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置
- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制及び指導の措置を講ずるように努めなければならない。

(経済的措置)

第15条 県は、事業者及び県民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成、金融上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、事業者及び県民がその行為に係る環境への負荷を自ら低減させることとなる

よう誘導することにより環境を保全し、及び創造するため、環境への負荷に応じた適正な経済的負担を求める措置を講ずることについて調査及び研究を行い、その成果の適正な活用に努めるものとする。

(施設の整備その他の事業の推進)

第 16 条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつその他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、廃棄物及び下水の処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備並びに廃棄物の適正な処理、森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、前 2 項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(土地の合理的かつ適正な利用)

第 17 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業に係る構想又は計画の策定段階において環境への負荷の少ない合理的かつ適正な土地の利用に関し必要な調整その他の措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の推進)

第 18 条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全及び創造について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 19 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的な使用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの合理的な使用並びに廃棄物の減量化及び適正な処理に率先して努めなければならない。

(県民の意見の反映)

第 20 条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に、県民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第 21 条 県は、事業者及び県民が良好な環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 22 条 県は、事業者、県民又はこれらの者で構成する民間の団体(以下「民間団体等」と

いう。)が自発的に行う自然環境の保全、公害の防止、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(参加及び連携の推進)

第 23 条 県は、環境の保全及び創造を推進するに当たっては、民間団体等の自主的かつ積極的な参加並びに国、地方公共団体及び民間団体等による相互の連携が基本となることにかんがみ、これらに必要な情報の収集、調査研究その他の参加及び連携の推進に資する措置を講ずるものとする。

(環境管理・監査等の促進)

第 24 条 県は、事業者が事業活動に係る環境への負荷の低減を図るために行う自主的な環境の保全及び創造に関する計画の策定、体制の整備等からなる環境管理・監査等の実施が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 25 条 県は、前 5 条に掲げる事項を適切に推進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する行動の事例その他の環境の保全及び創造に関し必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備等)

第 26 条 県は、自然環境の保全、公害の防止、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な調査研究体制の整備並びに調査研究及び技術開発の推進及び成果の普及その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(監視、測定等)

第 27 条 県は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(公害に係る紛争の処理)

第 28 条 県は、公害に係る紛争の処理について円滑な解決を図るために必要な措置を講じなければならない。

第 3 節 地球環境保全の推進

(地球環境保全に資する行動の促進)

第 29 条 県は、地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の現在及び将来にかかわる課題であることを認識し、県、市町村、事業者及び県民が、その役割に応じ、一体となって、環境への負荷を低減し、良好な環境の創造に資するため行動することを促進するため、必要な措置を講じなければならない。

(地球環境保全に関する国際協力)

第 30 条 県は、国際機関、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用、人材の交流等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 節 霞ヶ浦流域の総合的な環境の管理

第 31 条 県は、霞ヶ浦流域の総合的な環境の保全及び創造を図るため、霞ヶ浦及びその流域の河川の水質の汚濁を防止する施策、自然の水質浄化能力を保護及び活用する施策、その水源となる山林・平地林を保全する施策その他の霞ヶ浦流域の全体の環境を総合的に管理する施策を講じなければならない。

第3章 国及び他の地方公共団体との協力等

(国及び他の地方公共団体との協力)

第32条 県は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市町村への支援の措置)

第33条 県は、環境の保全及び創造を図るうえで市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全及び創造のための施策のうち、必要と認めるものについて、財政的かつ技術的な支援措置を講ずるように努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(環境の整備保全に関する基本条例の廃止)

2 環境の整備保全に関する基本条例(昭和46年茨城県条例第38号)は、廃止する。

(茨城県公害防止条例の一部改正)

3 茨城県公害防止条例(昭和46年茨城県条例第39号)の一部を次のように改正する。
次のよう〔略〕

(茨城県地球環境保全行動条例の一部改正)

4 茨城県地球環境保全行動条例(平成7年茨城県条例第10号)の一部を次のように改正する。
次のよう〔略〕

資料2 茨城県環境審議会 委員名簿

任期：令和3年（2021年）6月15日～令和5年（2023年）6月14日
（50音順、敬称略）

氏名	職名
荒井 徹	一般社団法人茨城県経営者協会 環境委員長
内海 真生	筑波大学生命環境系 教授
江口 定夫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境研究部門 土壌環境管理研究領域 土壌資源・管理グループ 主席研究員
会長 大久保 博之	茨城県商工会議所連合会 会長
甲斐田 直子	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授
亀山 康子	国立研究開発法人国立環境研究所 社会システム領域 上級主席研究員
佐伯 長哉	茨城県農業協同組合中央会 県域営農支援センター 審査役 次長
肴倉 宏史	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室長
柴沼 啓子	茨城県中小企業レディース中央会 副会長
田村 誠	茨城大学地球・地域環境共創機構 教授
丹野 英	一般社団法人茨城県医師会 理事
辻村 真貴	筑波大学生命環境系 教授
富岡 典子	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 環境管理技術研究室 シニア研究員
中村 真紀子	NPO 法人やみぞの森 常務理事
白田 信夫	茨城県議会議員
副会長 古米 弘明	中央大学 研究開発機構 機構教授
外塚 潔	茨城県議会議員
松本 いずみ	龍ヶ崎市民環境会議
森川 多津子	一般財団法人日本自動車研究所環境研究部 主席研究員
森田 冴子	弁護士
吉田 彰宏	茨城沿海地区漁業協同組合連合会 専務理事

資料3 茨城県環境基本計画策定小委員会 委員名簿

任期：令和4年（2022年）2月18日～令和5年（2023年）2月15日
（50音順、敬称略）

氏名	職名
安嶋 隆	茨城生物の会 副会長
荒井 徹	一般社団法人茨城県経営者協会 環境委員長
甲斐田 直子	筑波大学システム情報系社会工学域 准教授
肴倉 宏史	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 試験評価・適正管理研究室長
田村 誠	茨城大学地球・地域環境共創機構 教授
委員長 辻村 真貴	筑波大学生命環境系 教授
副委員長 富岡 典子	国立研究開発法人国立環境研究所 地域環境保全領域 環境管理技術研究室 シニア研究員
中村 真紀子	NPO 法人やみぞの森 常務理事

資料4 計画の策定経過

開催日等	会議等	内容
令和4年(2022年) 6月2日~6月15日	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・県民(3,000人) ・茨城県エコ事業所登録事業者(500社) ・事業者(2,500社)
7月11日	第1回茨城県環境基本計画策定小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・県環境基本計画の策定について ・県環境基本計画(現行計画)の取組について ・県環境基本計画(新計画)の骨子案について
8月18日	令和4年度第1回茨城県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次茨城県環境基本計画の骨子案について(報告)
8月25日	第2回茨城県環境基本計画策定小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案(施策の推進)について ・環境指標の見直しについて
10月12日	第3回茨城県環境基本計画策定小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・素案について ・環境指標の見直しについて
10月18日	令和4年度第2回茨城県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次茨城県環境基本計画の素案について(報告)
12月20日~ 令和5年(2023年) 1月18日	パブリックコメント	
2月9日	第4回茨城県環境基本計画策定小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果等について
2月15日	令和4年度第3回茨城県環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第4次茨城県環境基本計画の策定について(答申)

資料5 第3次茨城県環境基本計画の進捗状況

1. 地球温暖化対策の推進

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
温室効果ガス排出量 うち二酸化炭素	4,934.4万 t-CO ₂ 4,760.9万 t-CO ₂ 【平成21年度】	4,740万 t-CO ₂ 4,479万 t-CO ₂ 【令和元年度】	家庭部門 39%削減 業務部門 40%削減 運輸部門 28%削減 産業部門 9%削減 (H25年度比) 【令和12年度】
森林面積 うち民有林 うち国有林	186,878ha 141,901ha 44,977ha 【令和24年度】	187,522ha 142,485ha 45,037ha 【令和3年度】	適正な森林面積を確保し多様で質の高い森林の育成に努める
大気環境中のフロン環境濃度 CFC-11 CFC-12 CFC-113	0.26ppb 0.52ppb 0.084ppb 【平成23年度】	0.25ppb 0.58ppb 0.067ppb 【令和3年度】	全ての主体が一体となってフロン類の大気中への排出抑制に努める
フロン排出抑制法に基づく フロン類回収量 (CFC、HCFC、HFC)	96,804kg 【平成23年度】	169,516kg 【令和3年度】	排出フロンの全量回収に努める
再生可能エネルギーの発電設備容量	約24.4万 kW 【平成25年1月】	423.7万 kW 【令和3年度】	導入量を増やしていく方向

2. 地域環境保全対策の推進

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
大気汚染物質に係る環境基準の達成率 (一般環境大気測定局) 二酸化いおう (SO ₂) 二酸化窒素 (NO ₂) 光化学オキシダント (Ox) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM) 微小粒子状物質 (PM2.5)	100% 100% 0% 100% 100% - 【平成23年度】	100% 100% 0% 100% 100% 100% 【令和3年度】	100% 100% 100% 100% 100% 100%
大気汚染物質に係る環境基準の達成率 (自動車排出ガス測定局) 二酸化窒素 (NO ₂) 一酸化炭素 (CO) 浮遊粒子状物質 (SPM)	100% 100% 100% 【平成23年度】	100% 100% 100% 【令和3年度】	100% 100% 100%
光化学スモッグ注意報発令日数	2日 【平成23年度】	1日 【令和3年度】	0日
低公害車等導入台数 県公用車 県全体	130台 61,725台 【平成23年度】	168台 371,921台 【令和3年度】	導入に努める
騒音に係る環境基準の達成率 自動車 (面的評価) 航空機	92.1% 90.6% 【平成23年度】	80.0% 94.9% 【令和3年度】	100% 100%
酸性雨測定結果 (降雨 pH 県年間平均値)	pH 4.97 【平成23年度】	pH 5.52 【令和3年度】	原因物質の排出抑制に努める
公共用水域の環境基準の達成率 河川 (BOD) 海域 (COD) 湖沼 (COD)	78.4% 72.7% 0.0% 【平成23年度】	76.1% 81.8% 0.0% 【令和3年度】	100% 100% 100%

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
生活排水処理総合普及率 (汚水処理人口普及率)	78.4%	86.0%	90.8%
下水道普及率	57.9%	63.5%	68.6%
農業集落排水施設普及率	5.5%	5.4%	5.8%
合併処理浄化槽普及率	14.6%	16.7%	16.3%
コミプラ等	0.4%	0.3%	0.1%
	【平成23年度】	【令和2年度】	【令和7年度】
土壌汚染に係る要措置区域の件数	4件 【平成23年度末】	3件 【令和3年度】	汚染土壌の適正な 管理
地盤沈下面積(2cm以上沈下)	2.28km ² 【平成22年度】 305.41km ² 【平成23年度】	0km ² 【令和3年度】	各主体が一体となっ て、改善を図る
ダイオキシン類の環境基準の達成率			
大気(測定地点)	100%	100%	100%
土壌(測定地点)	100%	100%	100%
公共用水域水質(測定地点)	95.3%	94.3%	100%
公共用水域底質(測定地点)	100%	100%	100%
地下水(測定地点)	100%	100%	100%
	【平成23年度】	【令和3年度】	
河川、湖沼及び海域等公共用水域の 環境基準の達成率(健康項目)	100% 【平成23年度】	100% 【令和3年度】	100%
有害大気汚染物質の環境基準の達成率	100% 【平成23年度】	100% 【令和3年度】	100%
有害大気汚染物質の指針値の超過率	0% 【平成23年度】	0% 【令和3年度】	0%
PRTR法による化学物質の排出量・ 移動量の総量	16,905t 【平成23年度】	12,643t 【令和2年度】	化学物質の排出量・ 移動量の削減に努め る
除染実施計画を策定した市町村のうち 除染活動を終了した市町村数	0市町村 【平成24年度】	19市町村 【令和3年度】	19市町村

3. 湖沼環境保全対策の推進

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
霞ヶ浦の水質(COD:年平均値)			
西浦	8.2mg/L	7.2mg/L	7.2mg/L
北浦	9.1mg/L	9.0mg/L	7.8mg/L
常陸利根川	9.2mg/L	7.6mg/L	7.6mg/L
全水域平均	8.7mg/L	7.7mg/L	7.4mg/L
	【平成22年度】	【令和3年度】	【令和2年度】
霞ヶ浦の水質(全窒素)			
西浦	1.3mg/L	0.82mg/L	1.1mg/L
北浦	1.6mg/L	0.94mg/L	1.1mg/L
常陸利根川	1.1mg/L	0.74mg/L	0.89mg/L
全水域平均	1.3mg/L	0.83mg/L	1.0mg/L
	【平成22年度】	【令和3年度】	【令和2年度】
霞ヶ浦の水質(全りん)			
西浦	0.090mg/L	0.098mg/L	0.080mg/L
北浦	0.13mg/L	0.11mg/L	0.099mg/L
常陸利根川	0.10mg/L	0.095mg/L	0.080mg/L
全水域平均	0.10mg/L	0.10mg/L	0.083mg/L
	【平成22年度】	【令和3年度】	【令和2年度】
下水道整備普及率			
西浦	63.6%	69.1%	70.5%
北浦	12.6%	20.9%	20.8%
	【平成22年度】	【令和2年度】	【令和2年度】
農業集落排水施設整備人口	63.3千人 【平成22年度】	59.1千人 【令和2年度】	67.7千人 【平成27年度】

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
高度処理型浄化槽整備基数	6,576 基	21,609 基	-
西浦	-	16,743 基	14,222 基
北浦	-	4,866 基	5,556 基
	【平成 22 年度】	【令和 3 年度】	【令和 2 年度】
特殊肥料生産・販売業者届出数	432 件	576 件	582 件
	【平成 22 年度】	【平成 27 年度】	【平成 27 年度】
堆肥の農外利用	3,137t/年	3,674t/年	3,970t/年
	【平成 27 年度】	【令和 2 年度】	【令和 2 年度】
霞ヶ浦北浦湖岸の水生植物帯（ヨシ） 造成面積	51,596m ²	76,479m ²	85,179m ²
	【平成 12～22 年度 累計】	【令和 3 年度】	【令和 2 年度】
外来魚回収量（霞ヶ浦）	569t/年	-	800t/年
	【平成 22 年度】		【平成 27 年度】
涸沼の水質			
COD：年平均値	5.9mg/L	6.7mg/L	5.4mg/L
全窒素：年平均値	1.8mg/L	1.6mg/L	1.4mg/L
全りん：年平均値	0.060mg/L	0.088mg/L	0.074mg/L
	【平成 23 年度】	【令和 3 年度】	【令和 6 年度】
涸沼流域下水道普及率	40.6%	45.9%	47.0%
	【平成 23 年度】	【令和 2 年度】	【令和 6 年度】 ※推定値
涸沼流域農業集落排水施設処理人口	12.6 千人	13.1 千人	13.0 千人
	【平成 23 年度】	【令和 2 年度】	【令和 6 年度】 ※推定値
牛久沼の水質			
COD：年平均値	7.5mg/L	7.2mg/L	6.7mg/L
全窒素：年平均値	1.4mg/L	1.5mg/L	1.4mg/L
全りん：年平均値	0.062mg/L	0.071mg/L	0.062mg/L
	【平成 23 年度】	【令和 3 年度】	【令和 3 年度】
牛久沼流域下水道普及率	76.0%	83.4%	85.9%
	【平成 23 年度】	【令和 2 年度】	【令和 3 年度】
牛久沼流域農業集落排水施設処理人口	0.6 千人	0.5 千人	0.5 千人
	【平成 23 年度】	【令和 2 年度】	【令和 3 年度】

4. 循環型社会づくりの推進

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
ごみ排出量	1,029 千 t	1,027 千 t	980 千 t
ごみ排出量（1 人 1 日当たり）	946g/人/日	969g/人/日	949g/人/日
	【平成 22 年度】	【令和 2 年度】	【平成 27 年度】
一般廃棄物最終処分量	109 千 t	73 千 t	80 千 t 以下
	【平成 22 年度】	【令和 2 年度】	【令和 7 年度】
一般廃棄物資源化率	18.0%	20.7%	23%
	【平成 22 年度】	【令和 2 年度】	【平成 27 年度】
産業廃棄物排出量	11,128 千 t	11,547 千 t	11,000 千 t 以下
	【平成 20 年度】	【平成 30 年度】	【令和 7 年度】
産業廃棄物最終処分量 （石炭火力の港湾埋立量除く）	185 千 t	145 千 t	136 千 t 以下
	【平成 20 年度】	【平成 30 年度】	【令和 7 年度】
建設廃棄物リサイクル率	97.2%	98.7%	98%
コンクリート塊	99.5%	100.0%	99%
アスファルト・コンクリート塊	99.6%	100.0%	99%
建設発生木材	97.7%	94.1%	99%
建設汚泥	92.2%	97.5%	95%
	【平成 20 年度】	【平成 30 年度】	【令和 6 年度】 （達成基準値）
建設発生土リサイクル率	86.7%	87.2%	85%
	【平成 20 年度】	【平成 30 年度】	【令和 6 年度】 （達成基準値）
下水汚泥リサイクル率	52.0%	74.8%	59.7%
	【平成 23 年度】	【令和 2 年度】	【令和 2 年度】

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
不法投棄等新規発見事案件数	136件 【平成23年度】	171件 【令和3年度】	80件以下 【令和7年度】
不法投棄等未解決件数	512件 【平成23年度】	632件 【令和3年度】	500件程度
野外焼却新規発見事案件数	42件 【平成23年度】	18件 【令和3年度】	現状維持に努める

5. 生物多様性の保全と持続可能な利用

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
市町村における生物多様性保全活動	- 【平成24年度】	37市町村 【令和3年度】	全市町村で実施 【令和4年度】
鳥獣保護区 面積 箇所数	60,449ha 80箇所 【平成23年度】	59,367ha 79箇所 【令和3年度】	59,842ha 80箇所 【令和3年度】
ラムサール条約登録湿地	1箇所 【平成24年度】	2箇所 【令和3年度】	4箇所 【令和4年度】
自然公園面積	90,896ha 【平成23年度】	90,896ha 【令和3年度】	維持・拡大
自然環境保全地域面積/箇所数 面積 箇所数	645ha 34箇所 【平成23年度】	645ha 34箇所 【令和3年度】	維持・拡大
緑地環境保全地域面積/箇所数 面積 箇所数	114ha 44箇所 【平成23年度】	114ha 44箇所 【令和3年度】	維持・拡大
平地林保全整備面積 (平成5年～令和2年累計)	1,985ha 【平成23年度】	3,236ha 【令和3年度】	地域の要望に応じ、 増やしていく
森林面積【再掲】 うち民有林 うち国有林	186,878ha 141,901ha 44,977ha 【令和24年度】	187,522ha 142,485ha 45,037ha 【令和3年度】	適正な森林面積を確保し多様で質の高い森林の育成に努める
造林面積	79ha 【平成23年度】	148ha 【令和3年度】	170ha 【令和2年度】
間伐面積	3,860ha 【平成23年度】	933ha 【令和3年度】	1,300ha 【令和2年度】
水辺空間づくり河川整備事業箇所数 (累計)	36箇所 【平成23年度】	42箇所 【令和3年度】	良好な水辺環境を保全・創出するため自然に配慮した河川整備を進めていく

6. 快適で住みよい環境の保全と創出

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
都市公園面積（1人当たり）	8.82㎡/人 【平成23年度】	10.01㎡/人 【令和2年度】	9.5㎡/人 【平成27年度】
保安林面積	55,053ha 【平成23年度】	55,966ha 【令和3年度】	55,269ha 【平成25年度】
河川改修率	56.9% 【平成23年度】	58.2% 【令和3年度】	58.4% 【令和4年度】
土砂災害防止施設の整備率	23.0% 【平成23年度】	24.7% 【令和3年度】	24.9% 【令和4年度】

7. 各主体が学び協働することによる環境保全活動の推進

環境指標	策定時の実績	直近年度の実績	目標値
環境学習講座参加者数	12,774 人 【平成 23 年度】	3,646 人 【令和 3 年度】	100,000 人 【平成 25～令和 4 年 度累計】
人材育成事業修了者数 (エコカレッジ修了者)	97 人 【平成 23 年度単年】	144 人 【令和 3 年度】	2,000 人 【平成 25～令和 4 年 度累計】
環境 NPO 等と県の連携・協働事業 実施件数	21 件 【平成 23 年度】	17 件 【令和 3 年度】	協働取組数を増やす 【平成 27 年度】
茨城エコ事業所登録制度登録件数	1,756 件 【平成 23 年度末累計】	2,177 件 【令和 3 年度】	2,150 【令和 2 年度】
ISO14001 登録件数	408 件 【平成 23 年度末累計】	317 件 【令和 3 年度】	登録件数を増やす
エコアクション 21 登録件数	144 件 【平成 23 年度末累計】	111 件 【令和 3 年度】	登録件数を増やす
県環境ホームページへのアクセス件数 (年間)	956,086 件 【平成 23 年度】	3,704,044 件 【令和 3 年度】	1,000,000 件 【令和 4 年度】
再生可能エネルギーの発電設備容量 【再掲】	約 24.4 万 kW 【平成 25 年 1 月】	423.7 万 kW 【令和 3 年度】	導入数を増やしてい く方向

資料6 アンケート調査結果

■ 調査目的

県民・事業者の環境に関する意識を把握するため、アンケートを通じて調査を実施しました。

■ 調査内容

調査の内容は、表に示しているとおりです。

調査内容

	県民			エコ事業者			事業者		
調査対象	県内に在住する 3,000人			茨城県エコ事業所登録事業者 500社			県内の事業者 2,500社		
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及びWeb調査								
調査期間	2022年6月2日(木)～6月15日(水)								
回収率	郵送	Web	合計	郵送	Web	合計	郵送	Web	合計
	38.5%	4.6%	43.1%	27.0%	18.2%	45.2%	25.0%	5.9%	30.9%
	1,155人	138人	1,293人	135社	91社	226社	625社	148社	773社

■ 地域区分

地域区分は、表に示しているとおりです。

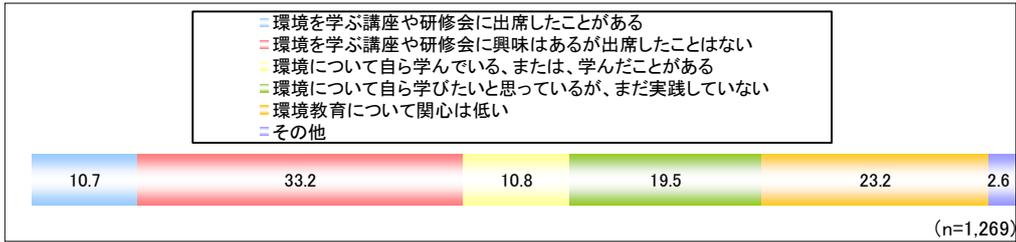
地域区分

地域区分	対象範囲
県北地域	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
県央地域	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
鹿行地域	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市
県南地域	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、 かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西地域	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町

■ アンケート調査結果（県民）

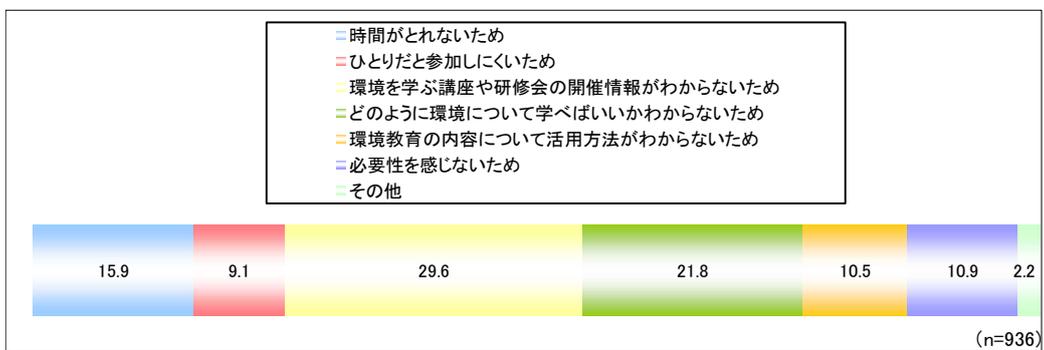
① 環境教育に対する関心と行動

【環境を学ぶ講座や研修会に興味はあるが出席したことはない】が最も多く、次いで【環境教育について関心は低い】となっています。



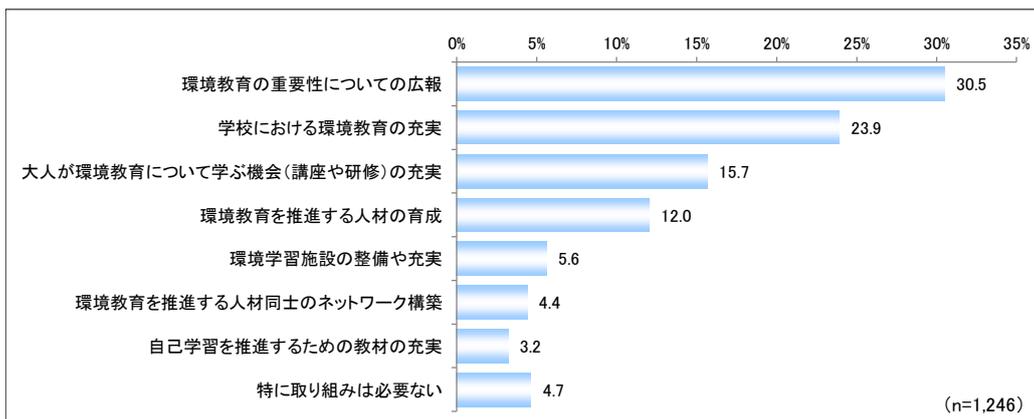
② 環境教育に対する関心と行動に関する理由

【環境を学ぶ講座や研修会の開催情報がわからないため】が最も多く、次いで【どのように環境について学べばいいかわからないため】となっています。



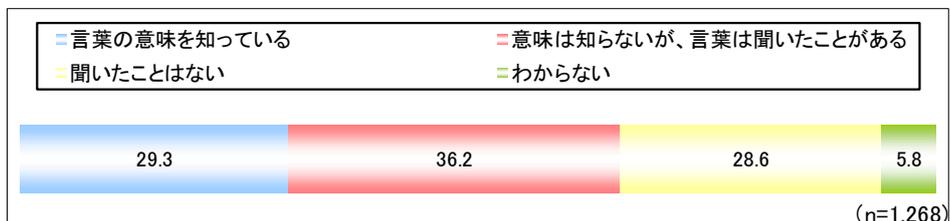
③ 環境教育を推進していくために取り組むべき施策

【環境教育の重要性についての広報】が最も多く、次いで【学校における環境教育の充実】となっています。



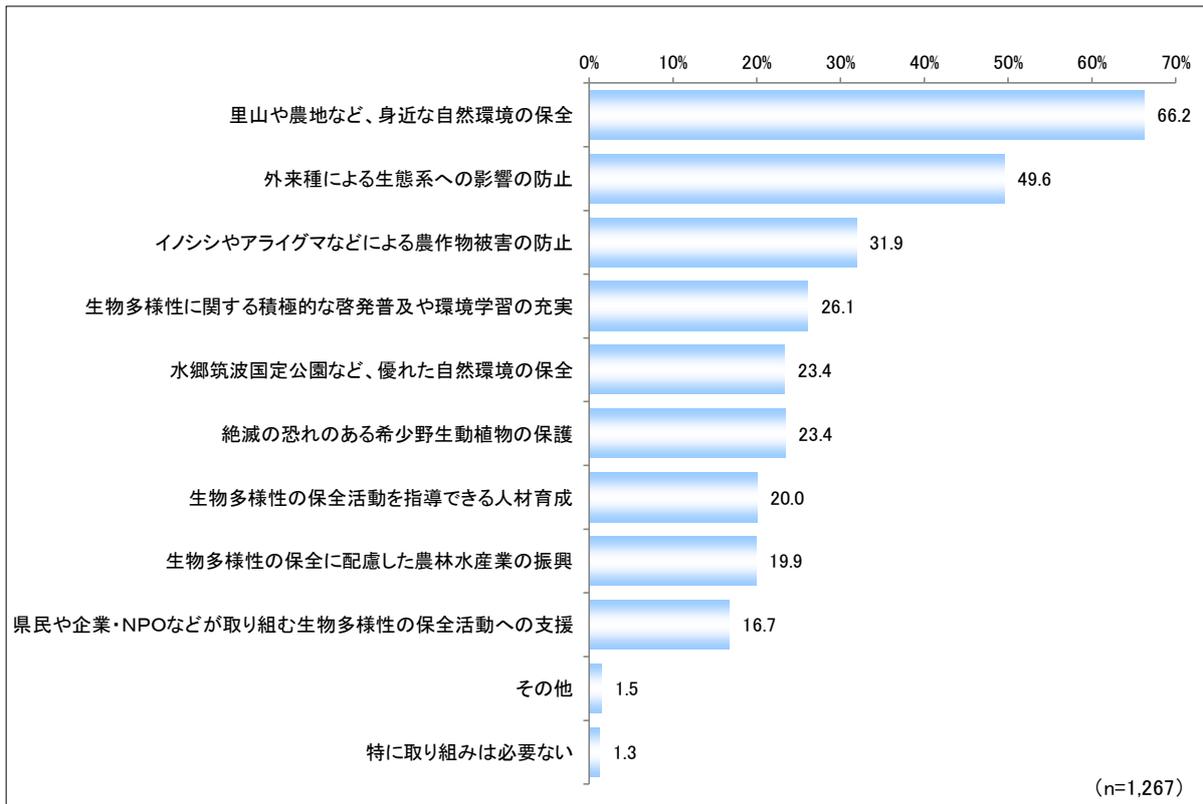
④ 生物多様性の認知度

【言葉の意味を知っている】【意味は知らないが、言葉は聞いたことがある】の合計が全体の半数以上を占めています。



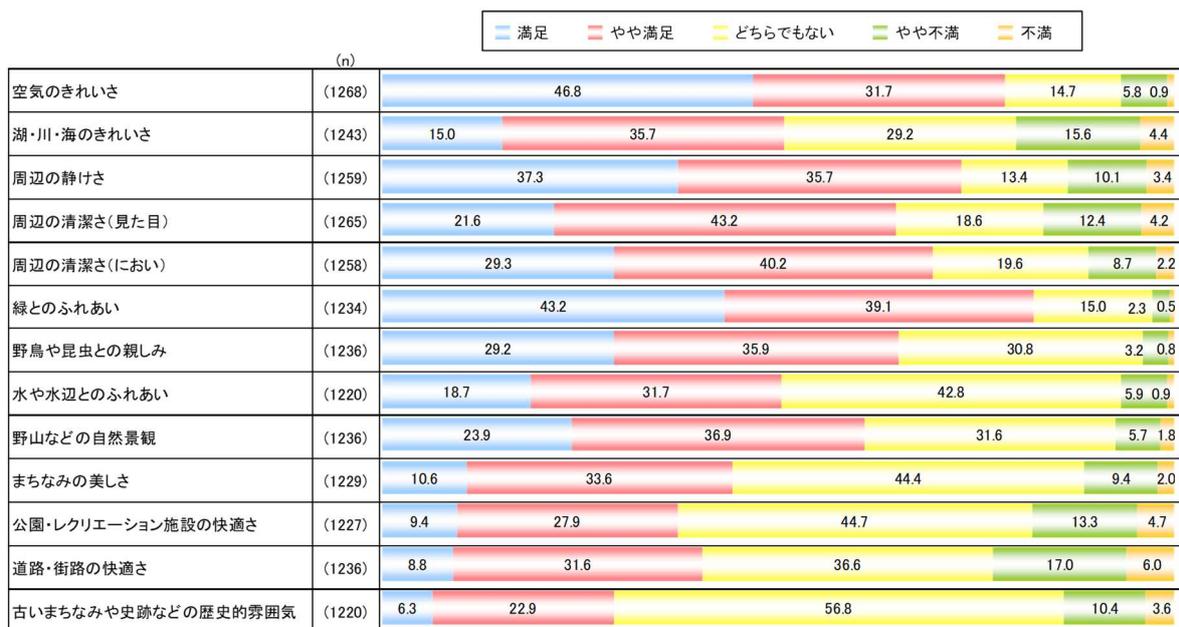
⑤ 生物多様性の大切さを浸透させるための施策

【里山や農地など、身近な自然環境の保全】が最も多く、次いで【外来種による生態系への影響の防止】となっています。



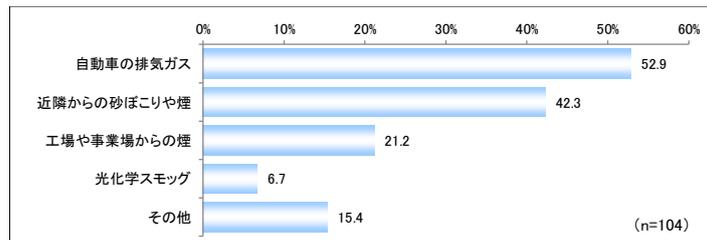
⑥ 茨城県の環境に関する満足度

【満足】【やや満足】の合計が最も多かったのは、【緑とのふれあい】、次いで【空気のきれいさ】となっています。



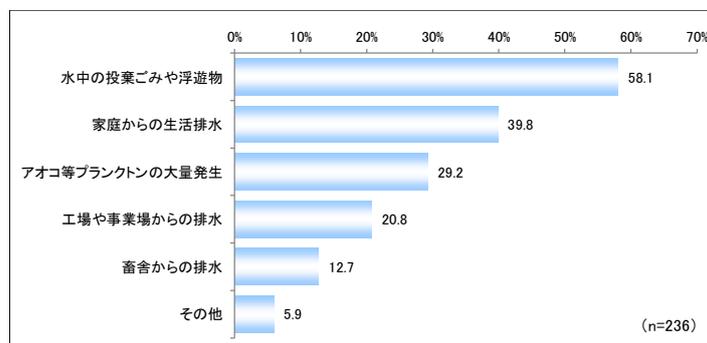
⑦ 空気のきれいさの不満の理由

不満の理由として最も多く挙げられたのは【自動車の排気ガス】、次いで【近隣からの砂ぼこりや煙】となっています。



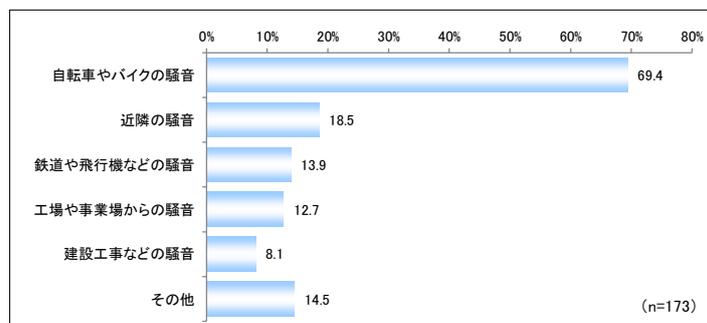
⑧ 湖・川・海のきれいさの不満の理由

不満の理由として最も多く挙げられたのは【水中の投棄ごみや浮遊物】、次いで【家庭からの生活排水】となっています。



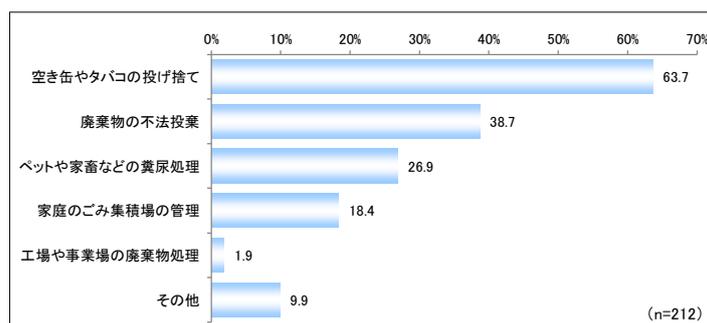
⑨ 周辺の静けさの不満の理由

不満の理由として最も多く挙げられたのは【自動車やバイクの騒音】、次いで【近隣の騒音】となっています。



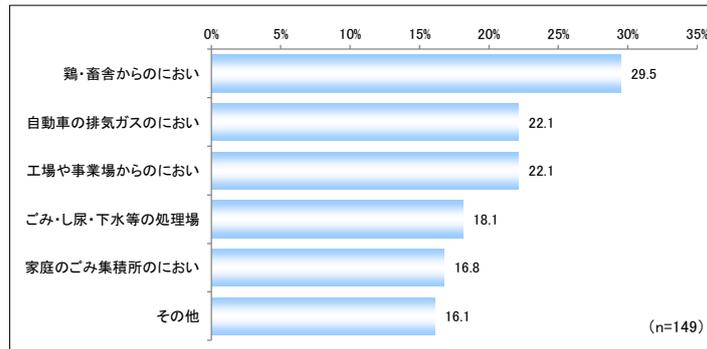
⑩ 周辺の清潔さ（見た目）の不満の理由

不満の理由として最も多く挙げられたのは【空き缶やタバコの投げ捨て】、次いで【廃棄物の不法投棄】となっています。



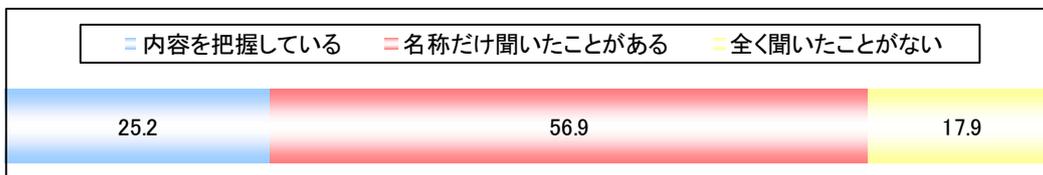
⑪ 周辺の清潔さ（におい）の不満の理由

不満の理由として最も多く挙げられたのは【鶏・畜舎からのにおい】、次いで【自動車の排気ガスのにおい】【工場や事業場からのにおい】となっています。



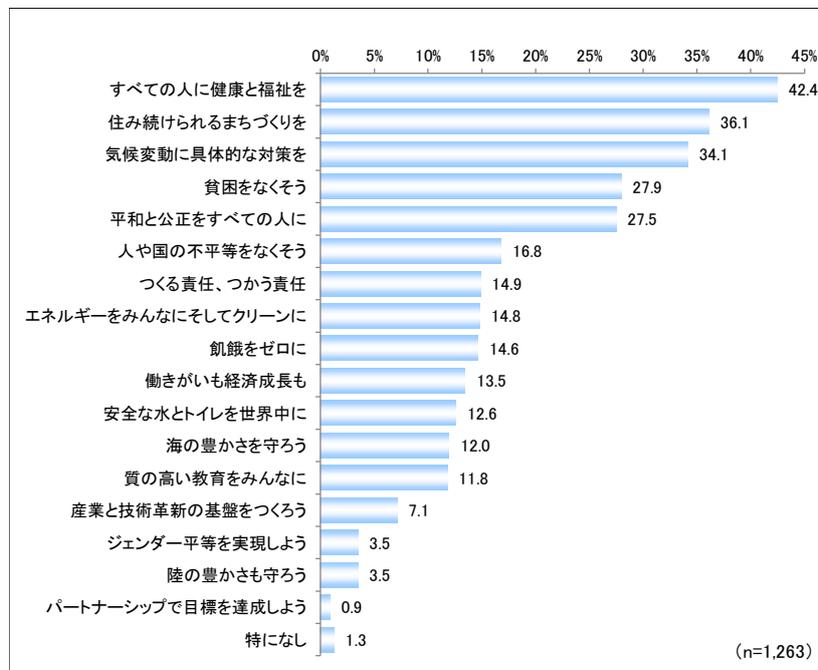
⑫ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の認知度

最も多く挙げられたのは【名称だけ聞いたことがある】、次いで【内容を把握している】となっています。



⑬ SDGs の目標に関する関心

最も多く挙げられたのは【すべての人に健康と福祉を】、次いで【住み続けられるまちづくりを】となっています。



⑭ 環境の保全と経済的発展のあり方

【経済発展と環境の保全を調和させて両立させていくべきである】が75.3%と最も多くなっています。



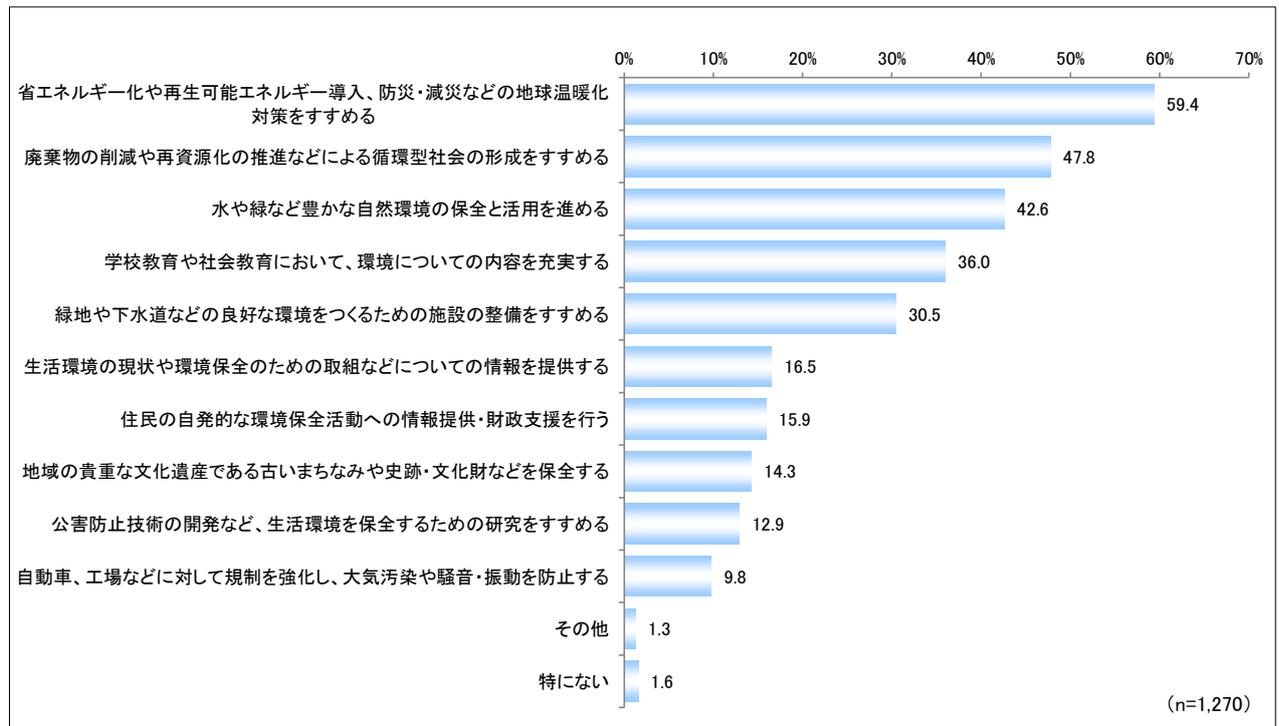
⑮ 日常生活において実施している環境を守るための行動

【照明やテレビなどをつけっぱなしにしない】、【冷暖房機器を適切な温度に設定しムダな使用を控える】、【給湯施設や風呂を効率的に使用する】、【油を流しに流さない】、【台所に水切りや網を設置する】、【シャンプーや洗剤を適切に使用する】、【古新聞等の古紙を回収業者・資源回収に出す】、【空き瓶や空き缶を分別し、資源回収に出す】については80%以上が普段から行っていると回答しています。【太陽光発電や断熱構造化などの住宅の省エネ化を図る】、【マイカーの使用を控え公共交通機関を利用する】、【雨水を打ち水などに利用する】については、「普段から行っている割合が20%未満となっています。」

行動内容	(n)	実施状況		
		普段行っている (%)	今後は行いたい (%)	今後も行わない (%)
照明やテレビなどをつけっぱなしにしない	(1208)	89.0	10.3	0.7
冷暖房機器を適切な温度に設定しムダな使用を控える	(1198)	91.1	8.3	0.7
給湯施設や風呂を効率的に使用する	(1158)	82.6	15.5	1.9
省エネルギー型機器を購入する	(1139)	39.9	52.2	7.8
太陽光発電や断熱構造化などの住宅の省エネ化を図る	(1147)	16.0	51.4	32.6
マイカーの使用を控え公共交通機関を利用する	(1152)	13.1	38.2	48.7
雨水を打ち水などに利用する	(1145)	17.6	40.6	41.8
燃費の良い自動車や低公害車を購入する	(1153)	38.5	46.9	14.6
風呂の水を有効に利用するなどの節水をする	(1173)	51.2	34.9	13.9
油を流しに流さない	(1202)	85.7	10.1	4.2
米のとぎ汁を流しに流さない	(1148)	21.8	51.6	26.7
台所に水切りや網を設置する	(1166)	91.6	6.7	1.7
シャンプーや洗剤を適切に使用する	(1159)	88.1	10.9	1.0
し尿と雑排水の処理に合併浄化槽を使用する	(1126)	62.5	18.5	19.0
古新聞等の古紙を回収業者・資源回収に出す	(1226)	96.2	2.7	1.1
空き瓶や空き缶を分別し、資源回収に出す	(1216)	98.0	1.6	0.3
過剰包装を断る・簡易包装の商品を選ぶ	(1155)	59.8	35.3	4.8
繰り返し使用できる容器入り商品を選ぶ	(1159)	57.6	36.4	6.0
環境にやさしい(再生品やエコマークなどのついた商品)を買う	(1149)	45.1	48.9	6.0
食材を買いすぎない・野菜の切り方を工夫してごみを減らすようにしている	(1163)	66.7	30.7	2.6
生ごみ処理器の使用や堆肥化などにより生ごみの減量に努める	(1165)	36.7	45.5	17.9

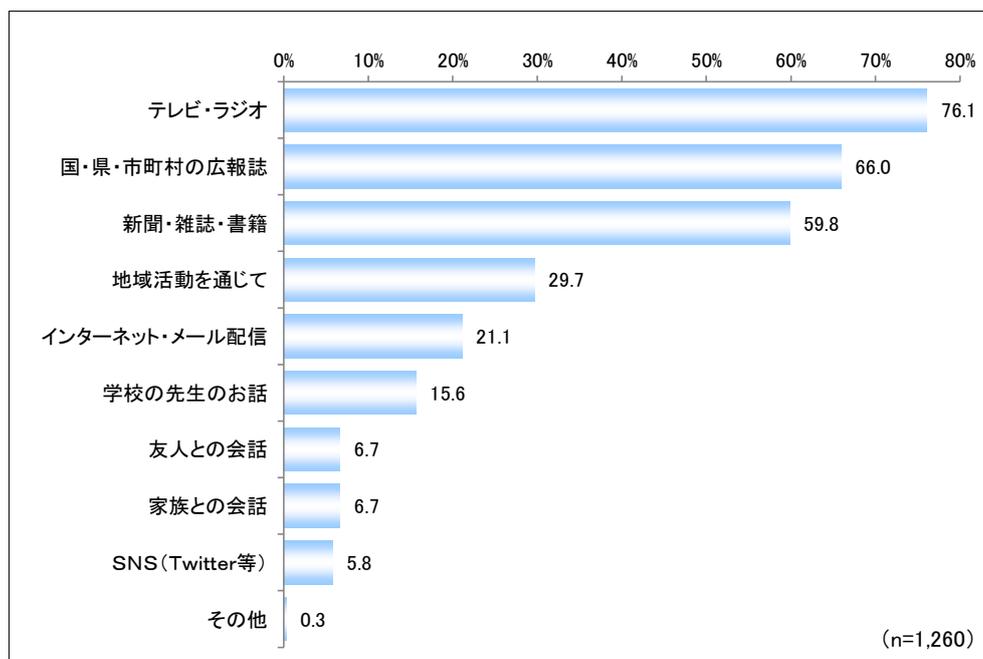
⑩ 行政が重点的に取り組むべきこと

【省エネルギー化や再生可能エネルギー導入、防災・減災などの地球温暖化対策をすすめる】が最も多く挙げられており、次いで【廃棄物の削減や再資源化の推進などによる循環型社会の形成をすすめる】となっています。



⑪ 情報を受け取りやすい媒体

最も多く挙げられたのは【テレビ・ラジオ】、次いで【国・県・市町村の広報誌】となっています。



■ アンケート調査結果（事業者）

① 環境配慮行動の実施状況

【目標を持って実施している】【目標はないが方針を持って実施している】【目標や方針はないが実施している】の合計は、一般事業者では【暖房・冷房の省エネ】、エコ事業者では【節電、節水などの省エネ推進】が最も多くなっています。

（一般事業者）

		<div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;"> ■ 目標を持って実施している</div> <div style="width: 45%;"> ■ 目標はないが方針を持って実施している </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;"> ■ 目標や方針はないが実施している</div> <div style="width: 45%;"> ■ 実施していないが実施する予定がある </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> <div style="width: 45%;"> ■ 実施する予定はない</div> <div style="width: 45%;"> ■ 事業内容に関係がない </div> </div>					
廃棄物の排出抑制の努力	(742)	16.6	19.4	39.4	3.5	5.8	15.4
包装、梱包の減量化	(748)	9.4	14.4	34.2	2.9	8.2	30.9
再生紙・再生品の使用	(739)	13.4	16.0	42.9	3.9	7.7	16.1
環境保全型商品、エコマーク商品などの開発、販売	(734)	5.0	3.5	9.3	3.8	29.8	48.5
廃棄物、古紙などのリサイクルの努力	(749)	18.4	19.1	39.5	2.9	6.3	13.8
リサイクル可能な製品の製造、販売	(732)	5.2	4.2	9.3	3.3	28.8	49.2
ライフサイクルアセスメントの実施	(714)	4.3	4.1	9.7	4.5	35.2	42.3
節電、節水などの省エネ推進	(755)	20.4	21.2	47.7	2.4	3.7	4.6
暖房・冷房の省エネ	(754)	21.0	21.8	47.5	2.0	3.8	4.0
省エネ機器の導入	(739)	12.3	16.2	31.0	8.5	19.1	12.9
コージェネレーションシステムの導入	(709)	1.4	3.0	3.9	47.0	43.3	
ESCO事業の導入	(718)	1.7	2.1	49.7	42.3		
事業所間での熱の相互利用	(729)	1.0	1.6	45.7	49.4		
風力発電の導入	(732)	0.4	0.7	56.3	41.4		
ソーラーシステム(太陽熱利用設備)の導入	(737)	1.6	2.3	3.1	4.3	56.6	32.0
太陽光発電設備の導入	(739)	4.9	2.7	4.1	5.0	53.5	29.9
グリーン購入の実施	(730)	4.1	4.5	11.0	4.8	43.3	32.3
環境に対する負荷を減少させるための製造工程の変更	(725)	2.3	5.9	4.4	34.6	50.3	
有害化学物質(農薬等を含む)の使用削減又は使用回避	(728)	6.5	5.1	13.7	2.5	23.4	48.9
フロン等の使用抑制・全廃・回収等排出抑制	(731)	7.8	5.9	17.0	2.9	22.8	43.6
汚染物質の排出抑制	(735)	10.2	7.3	20.4	3.3	18.1	40.7
騒音、振動、悪臭の低減	(737)	11.7	10.0	27.5	3.4	14.1	33.2
輸送の大規模化など物流システムの見直し	(732)	2.7	4.4	7.1	3.4	31.4	51.0
低公害車の導入	(738)	7.0	6.2	15.2	10.8	31.2	29.5
事業所内の緑化の推進	(742)	9.3	9.4	28.3	3.5	26.3	23.2
環境保全のための技術開発	(736)	2.9	3.4	5.2	4.2	34.0	50.4
自社製品等についての環境に対する情報提供の実施	(734)	3.8	2.6	6.9	3.4	33.5	49.7
取引先選定に当たって相手先の環境配慮に係る考慮	(732)	4.6	4.5	7.8	5.2	37.8	40.0
環境報告書の作成・公表	(730)	1.6	1.8	3.6	1.9	48.4	42.7
環境会計の導入	(730)	0.7	1.6	1.6	1.9	50.1	44.0

(エコ事業者)

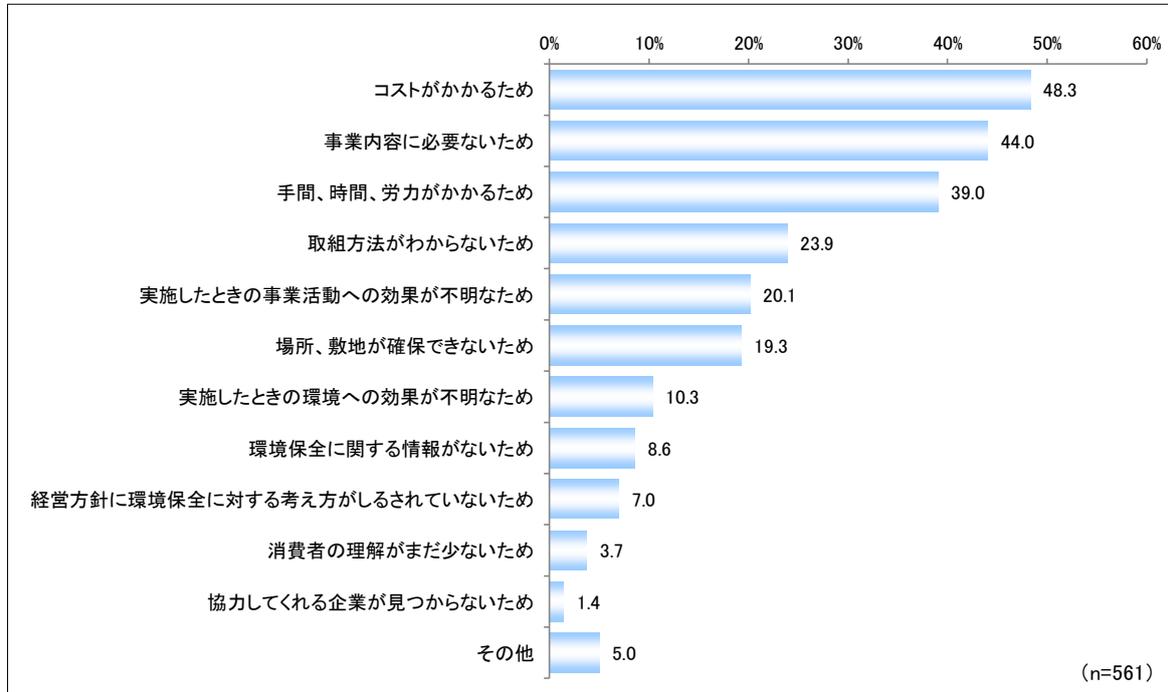


	(n)	Data values for each category					
廃棄物の排出抑制の努力	(222)	32.0	20.3	36.5	3.6	7.7	
包装、梱包の減量化	(222)	14.9	24.8	23.4	0.9	4.1	32.0
再生紙・再生品の使用	(223)	26.5	35.9	25.1	2.2	3.1	7.2
環境保全型商品、エコマーク商品などの開発、販売	(222)	11.7	14.9	9.0	1.8	15.8	46.8
廃棄物、古紙などのリサイクルの努力	(223)	28.3	35.9	23.8	1.3	4.9	5.8
リサイクル可能な製品の製造、販売	(224)	11.6	12.9	8.0	1.8	15.6	50.0
ライフサイクルアセスメントの実施	(218)	8.7	14.7	9.6	4.1	28.9	33.9
節電、節水などの省エネ推進	(223)	53.4	23.3	22.0	1.3		
暖房・冷房の省エネ	(224)	55.4	22.8	20.1	0.4	0.4	0.9
省エネ機器の導入	(224)	29.9	35.3	23.7	3.1	6.3	1.8
コージェネレーションシステムの導入	(219)	3.7	4.6	5.9	2.7	43.8	39.3
ESCO事業の導入	(221)	5.4	3.2	4.5	3.2	46.6	37.1
事業所間での熱の相互利用	(223)	0.9	2.2	3.6	2.2	51.6	39.5
風力発電の導入	(223)	1.3	0.9	3.1	58.7	35.9	
ソーラーシステム(太陽熱利用設備)の導入	(223)	10.3	13.5	5.8	4.5	46.6	19.3
太陽光発電設備の導入	(223)	13.0	15.2	6.7	6.7	40.4	17.9
グリーン購入の実施	(219)	9.1	9.6	19.2	4.6	33.3	24.2
環境に対する負荷を減少させるための製造工程の変更	(224)	6.3	5.8	4.5	1.3	26.3	55.8
有害化学物質(農薬等を含む)の使用削減又は使用回避	(224)	9.4	9.4	12.1	1.3	17.0	50.9
フロン等の使用抑制・全廃・回収等排出抑制	(224)	17.0	9.8	9.8	1.3	17.0	45.1
汚染物質の排出抑制	(224)	18.3	10.3	25.0	1.8	10.7	33.9
騒音、振動、悪臭の低減	(224)	25.0	9.8	23.7	1.3	8.5	31.7
輸送の大規模化など物流システムの見直し	(224)	8.0	4.9	7.1	3.1	30.4	46.4
低公害車の導入	(224)	19.6	11.2	25.0	7.6	20.1	16.5
事業所内の緑化の推進	(223)	13.5	16.6	32.3	4.0	18.8	14.8
環境保全のための技術開発	(223)	7.6	6.3	4.0	4.0	26.9	51.1
自社製品等についての環境に対する情報提供の実施	(223)	12.6	11.2	16.1	2.7	20.2	37.2
取引先選定に当たって相手先の環境配慮に係る考慮	(222)	9.0	11.3	11.3	7.7	31.1	29.7
環境報告書の作成・公表	(222)	14.4	3.6	3.6	5.4	43.2	29.7
環境会計の導入	(223)	4.5	1.8	3.6	5.8	52.0	32.3

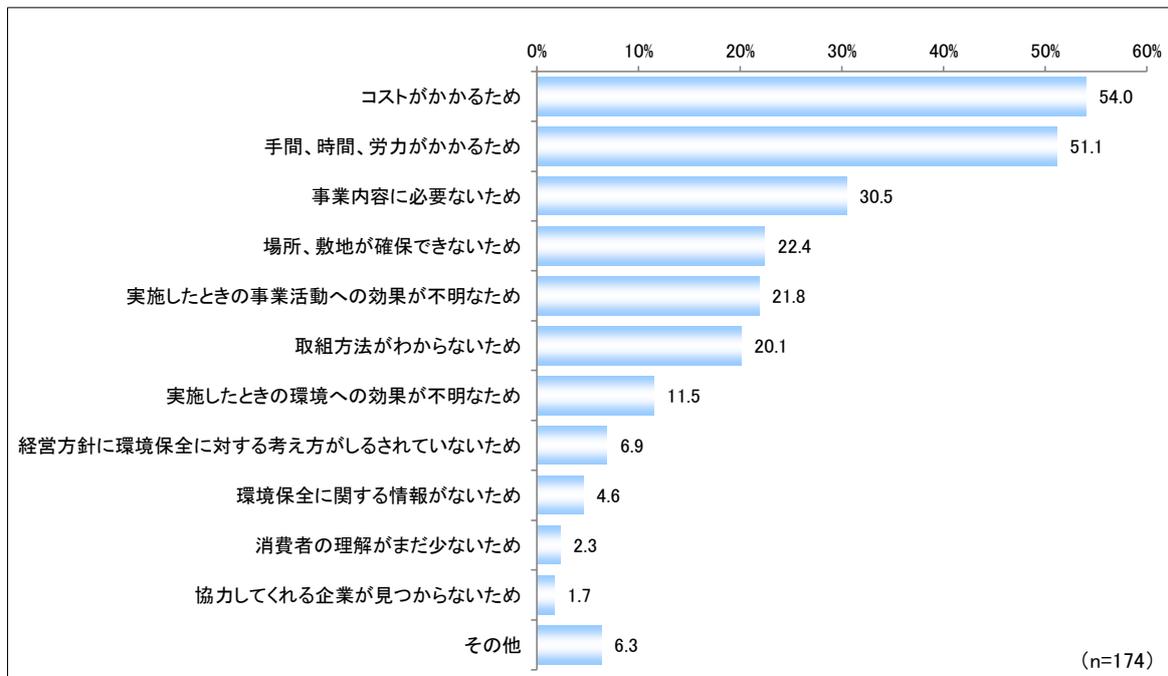
② 環境配慮行動を実施できていない原因

一般事業者及びエコ事業者のいずれにおいても【コストがかかるため】が最も多くなっています。

(一般事業者)

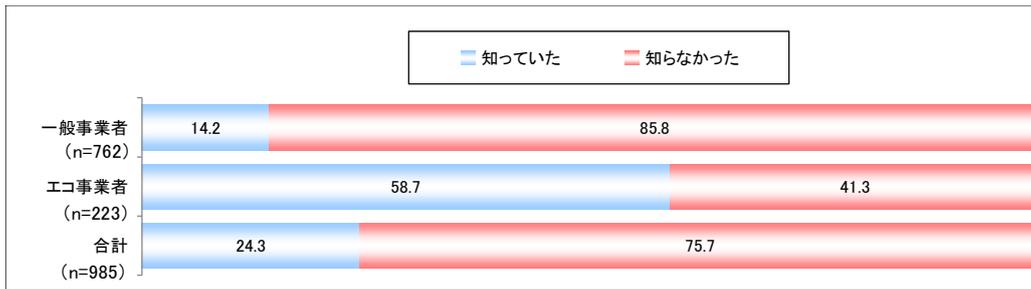


(エコ事業者)



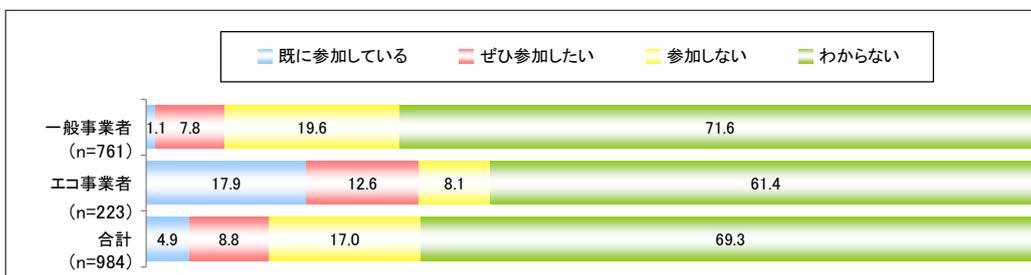
③ 「いばらきエコチャレンジ」の認知度

【知っていた】を選択したのは、一般事業者で 14.2%、エコ事業者で 58.7%となっています。



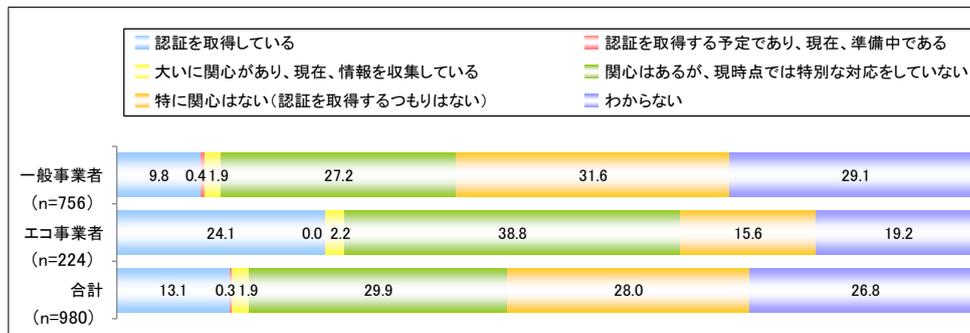
④ 「いばらきエコチャレンジ」への参加意向

【既に参加している】【ぜひ参加したい】の合計は、一般事業者で 8.9%、エコ事業者で 30.5%となっています。



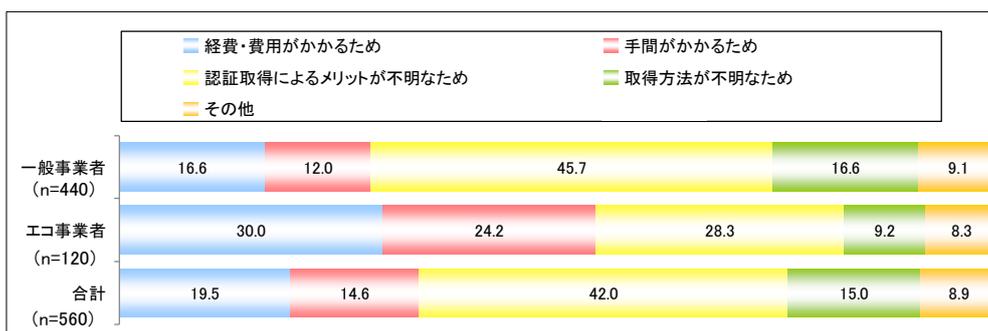
⑤ 環境マネジメントシステムである ISO14001*やエコアクション 21*の認証

一般事業者において最も多く挙げられたのは【特に関心はない(認証を取得するつもりはない)】、エコ事業者において最も多く挙げられたのは【関心はあるが、現時点では特別な対応をしていない】となっています。



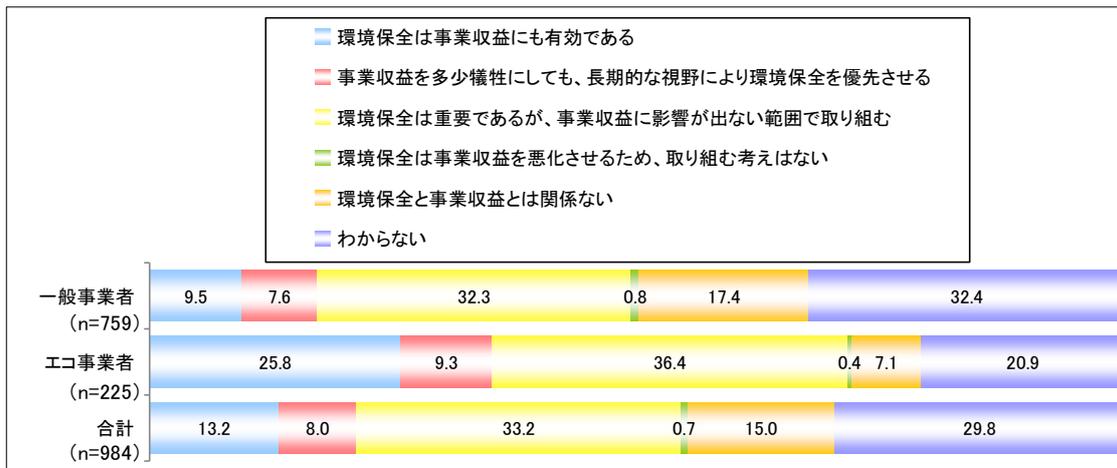
⑥ 特別な対応をしていない、特に関心はないと回答した理由

一般事業者において最も多く挙げられたのは【認証取得によるメリットが不明なため】、エコ事業者において最も多く挙げられたのは【経費・費用がかかるため】となっています。



⑦ 環境保全への取組と事業収益との関係

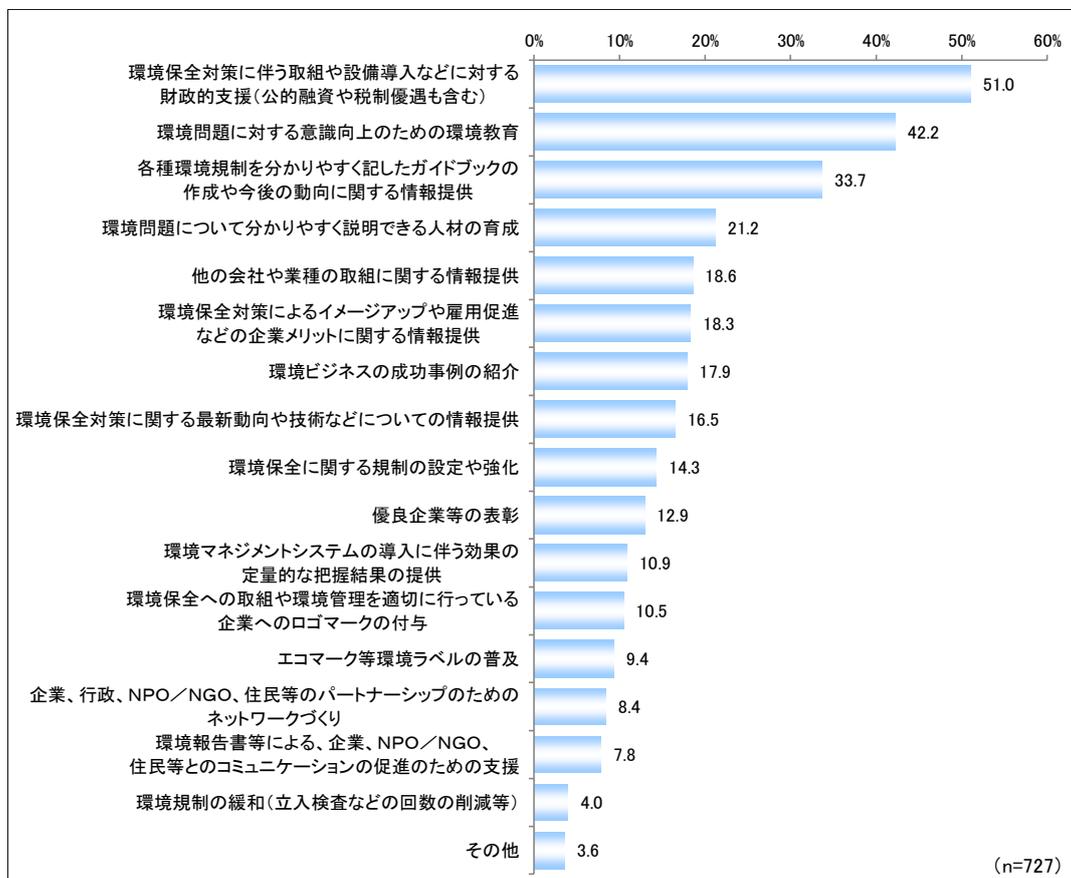
一般事業者及びエコ事業者のいずれにおいても【環境保全は重要であるが、事業収益に影響が出ない範囲で取り組む】が最も多くなっています。



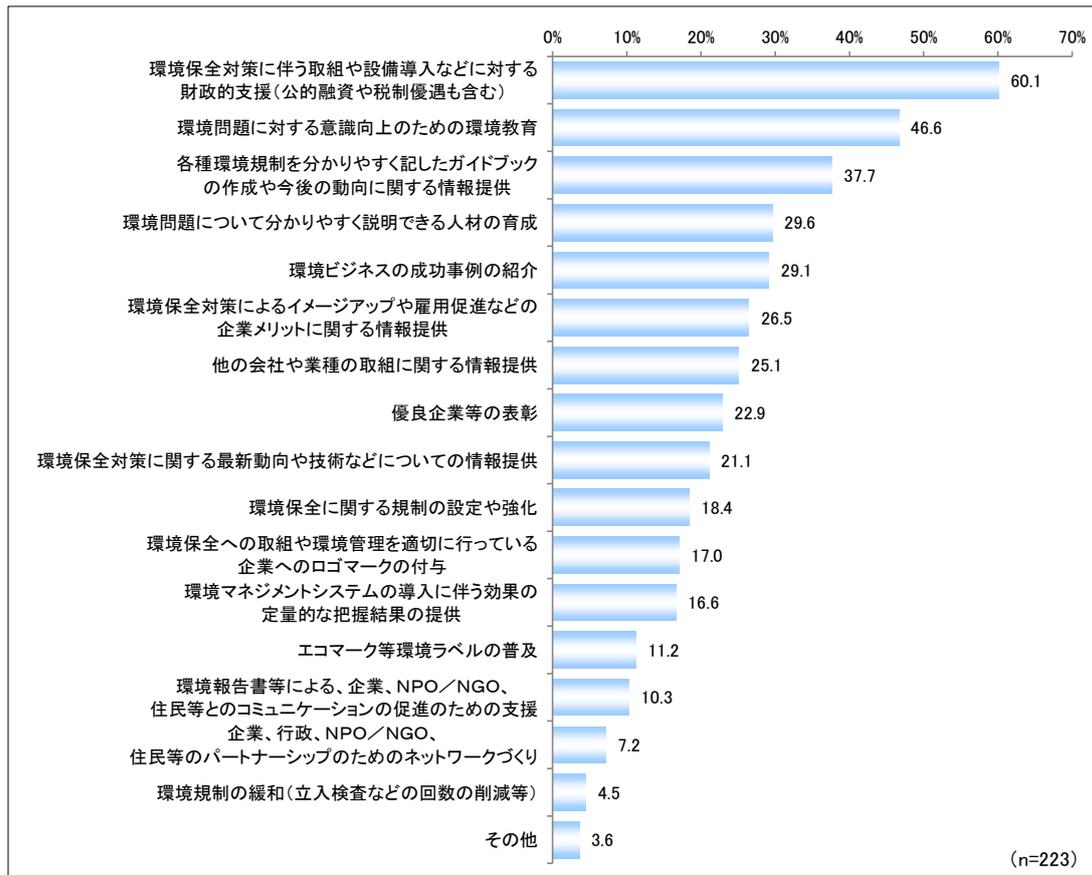
⑨ 自主的な環境保全への取組を推進していくために、行政に期待する施策

一般事業者及びエコ事業者のいずれにおいても【環境保全対策に伴う取組や設備導入などに対する財政的支援（公的融資や税制優遇も含む）】が最も多く、次いで【環境問題に対する意識向上のための環境教育】となっています。

(一般事業者)

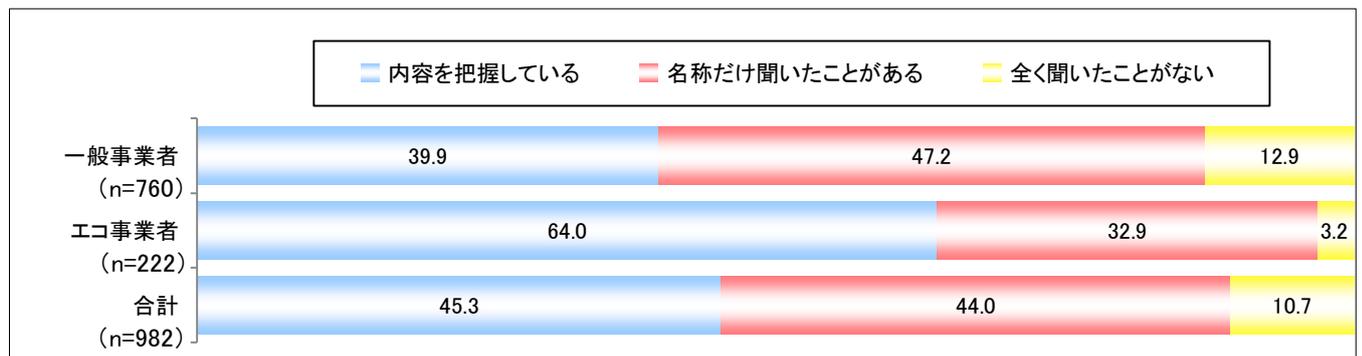


(エコ事業者)



⑩「持続可能な開発目標 (SDGs)」の認知度

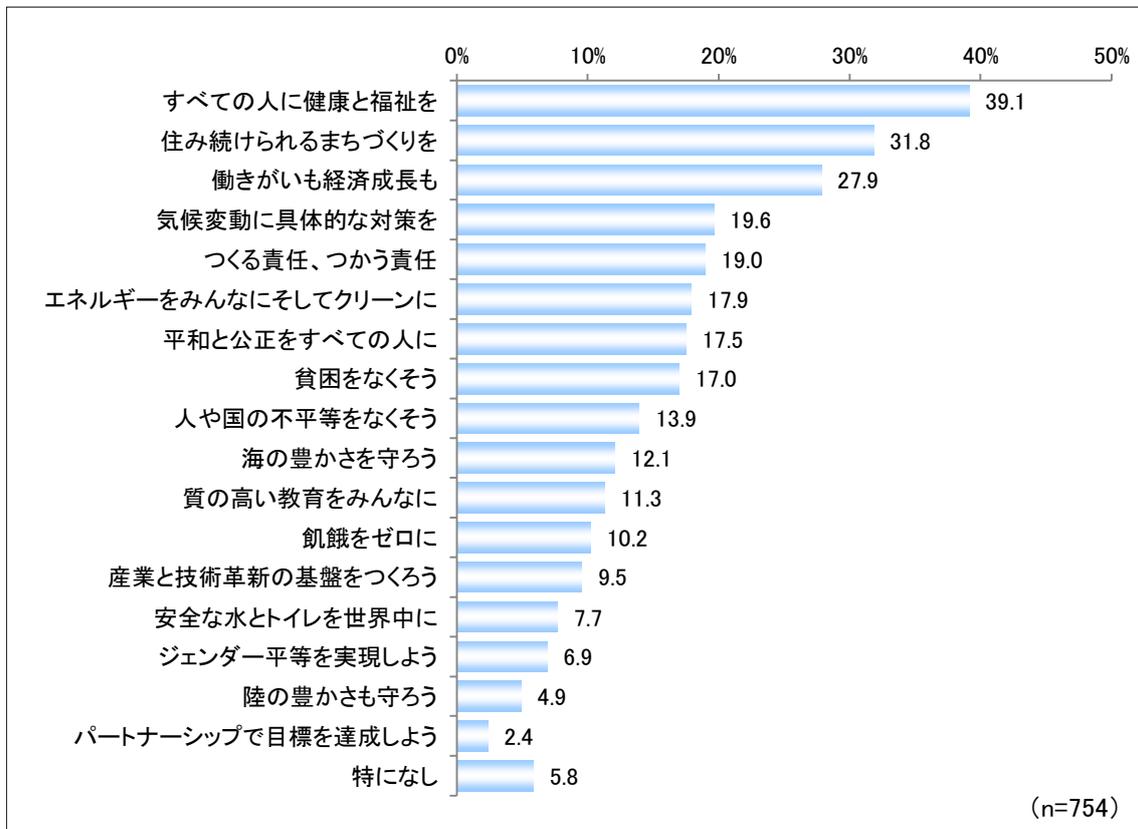
一般事業者において最も多く挙げられたのは【名称だけ聞いたことがある】、エコ事業者において最も多く挙げられたのは【内容を把握している】となっています。



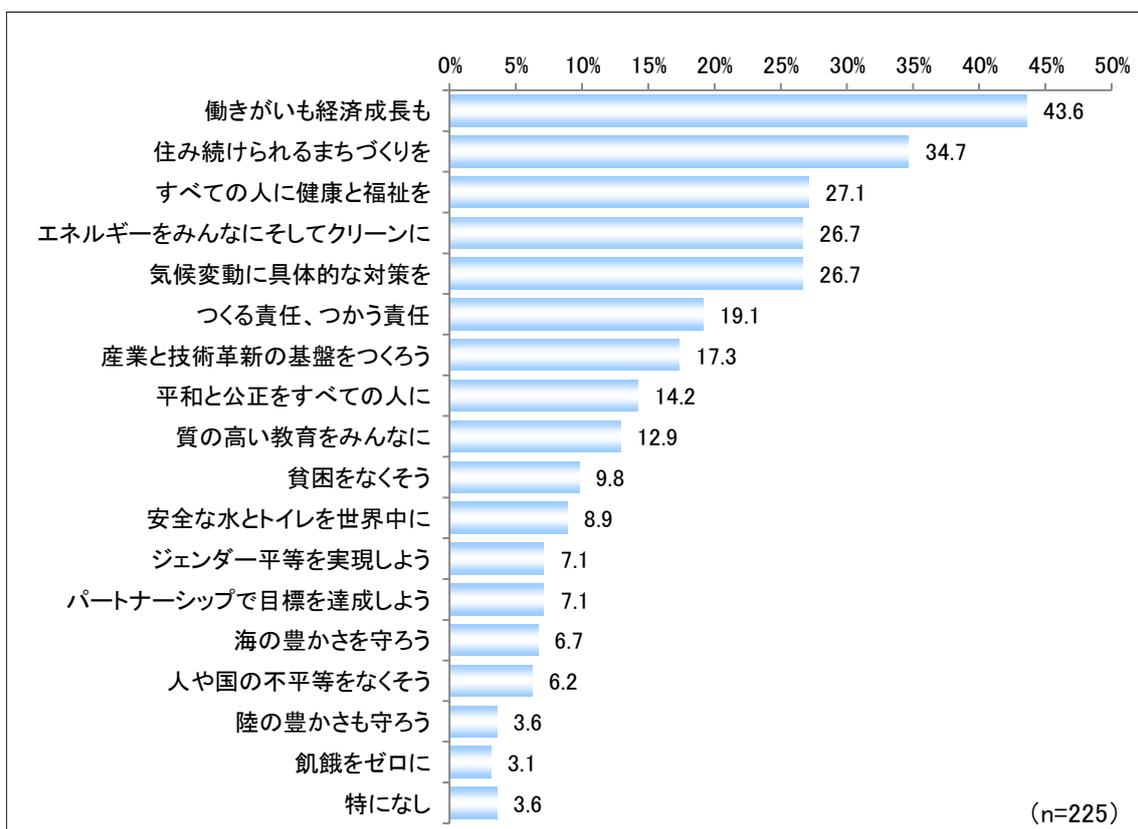
⑪ SDGs の目標に関する関心

一般事業者において最も多く挙げられたのは【すべての人に健康と福祉を】、エコ事業者において最も多く挙げられたのは【働きがいも経済成長も】となっています。

(一般事業者)



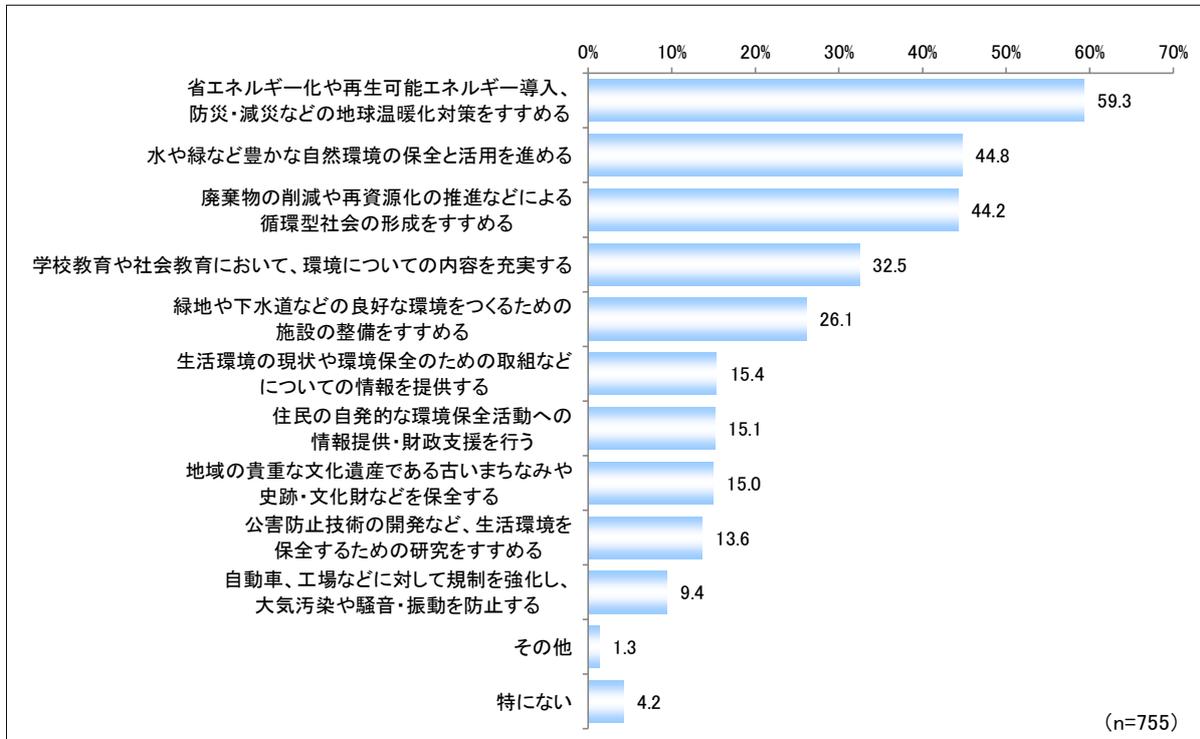
(エコ事業者)



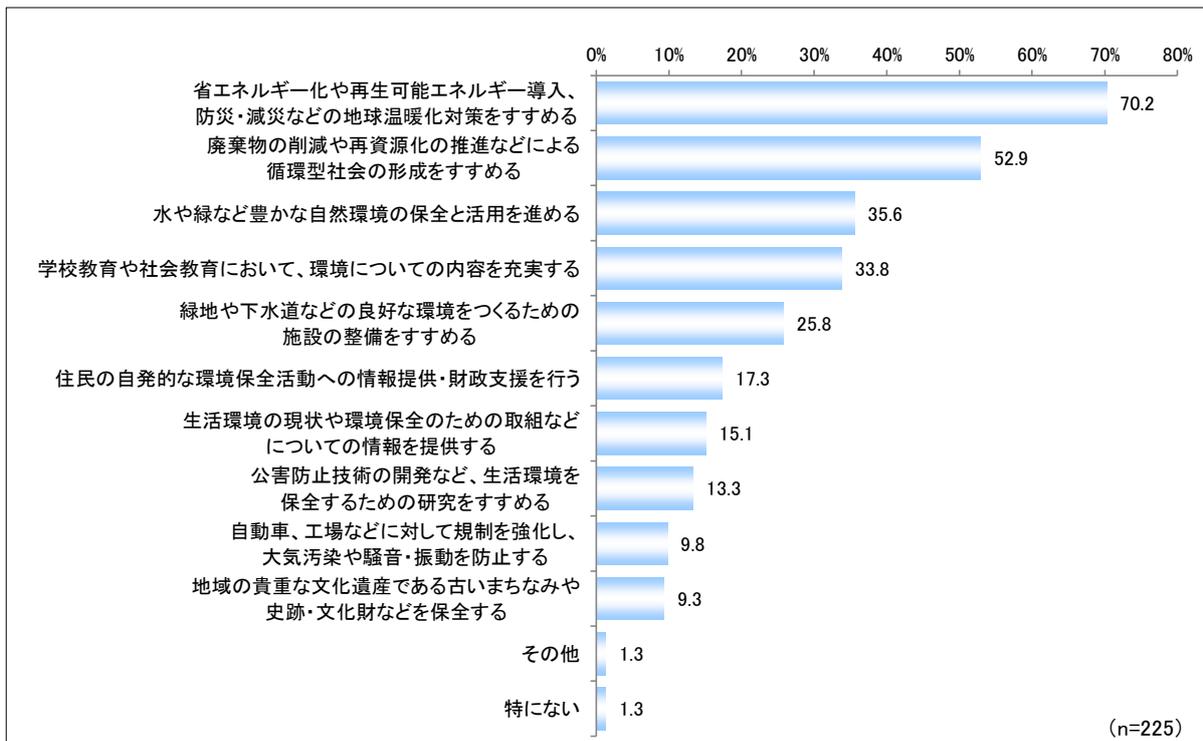
⑫ 行政が重点的に取り組むべきこと

一般事業者及びエコ事業者のいずれにおいても【省エネルギー化や再生可能エネルギー導入、防災・減災などの地球温暖化対策をすすめる】が最も多くなっています。

(一般事業者)



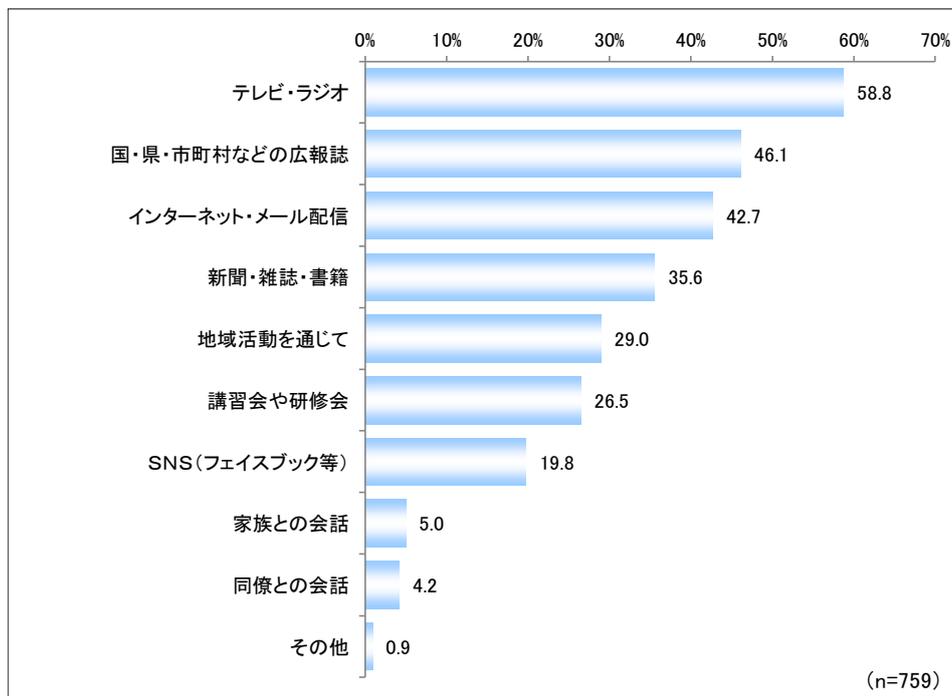
(エコ事業者)



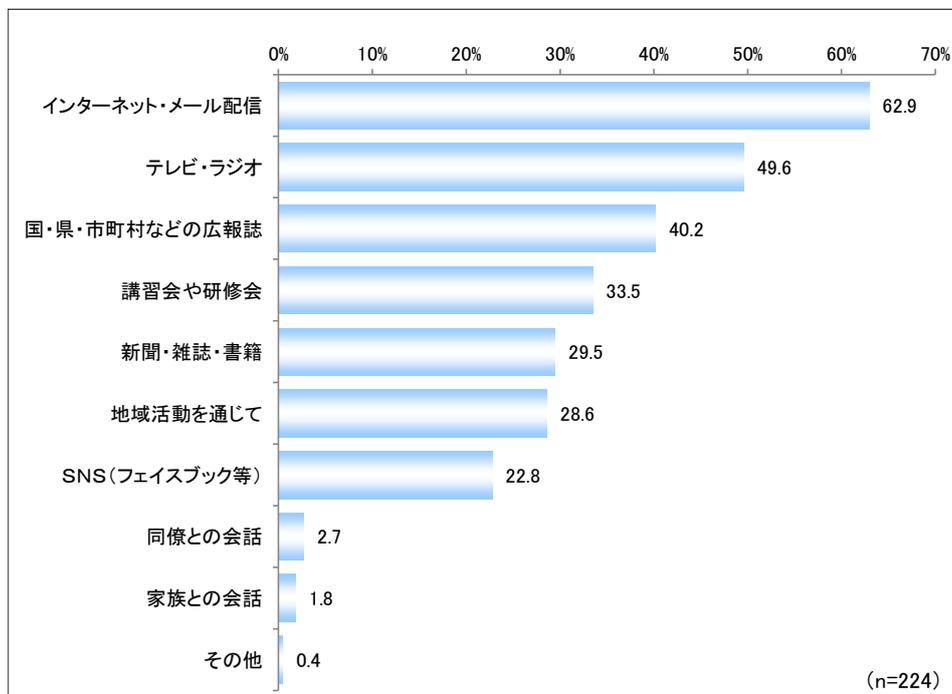
⑬ 情報を受け取りやすい媒体

一般事業者において最も多く挙げられたのは【テレビ・ラジオ】、エコ事業者において最も多く挙げられたのは【インターネット・メール配信】となっています。

(一般事業者)



(エコ事業者)



資料7 用語集

あ行

ISO14001

国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）で制定した環境管理と改善の手法を標準化・体系化した国際規格環境マネジメントシステム。①計画（Plan）、②実行（Do）、③点検（Check）、④見直し（Act）というPDCAサイクルを構築し、継続的に実施することで、環境への負荷の軽減を図る。

Iot

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。Internet of Things の略称。モノのインターネット。

愛知目標

戦略計画 2011-2020 で、令和 32 年(2050 年)までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、令和 2 年（2020 年）までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標。

アスベスト

アスベストは天然の繊維状ケイ酸塩鉱物の総称。クリソタイル（白石綿）及び角閃石族のアクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クロシドライト（青石綿）、トレモライトと定義されている。じん肺（石綿肺）、肺がん、悪性中皮腫、良性石綿胸水（胸膜炎）、びまん性胸膜肥厚等を引き起こすとされる。

一酸化炭素（CO）

燃料の不完全燃焼によって発生し、自動車の排出ガスや工場施設等が発生源となる。血液中のヘモグロビンと容易に結合し、血液中の酸素濃度が低下することで、酸素欠乏状態となり、めまい、頭痛、吐き気などの一酸化炭素中毒を引き起こす

AI

人工知能。知的な機械。特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術。Artificial Intelligence の略称。

茨城エコ事業所登録制度

県が運営する、より取り組みやすい環境マネジメントシステム。事業所の規模や業種等に関わらず、環境にやさしい取組を行う事業所を、県が「茨城エコ事業所」として登録して、その取組を広く県民に紹介している。

いばらきエコスタイル

環境に配慮したライフスタイルの定着を図るために、家庭や職場において自主的かつ積極的に省エネに取り組む県民運動。

エコアクション 21

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格を参考としつつ、中小事業者にとっても取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定している。また、この環境経営システムを構築、運用、維持することにより、環境への取組の推進だけでなく、経費の削減や生産性・歩留まりの向上等、経営面でも効果が期待される。

エコ・カレッジ

地域や職場において環境教育や環境保全活動を推進するリーダーを育成するため、県が開催する環境講座のこと。

エコドライブ

「急発進や急加速をしない」や「アイドリング・ストップ」など環境負荷の軽減に配慮した自動車使用のこと。エコドライブにより自動車から排出される二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減につながり、燃料代の節約にもなる。

温室効果ガス

地表から放出される赤外線を吸収して、地球の気温を上昇させる気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類を規定している。

か行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要がある。

外来生物

導入（意図的・非意図的を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること。導入の時期は問わない。）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）。

環境影響評価（アセスメント）制度

環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事前に事業者自らが環境にどのような影響を及ぼすかについて調査予測及び評価を行い、その結果を公表して県、市町村、県民などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の見地からその事業をより望ましいものとしていく制度。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音の目標を定めたもの。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえでの行政上の目標として定めたものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境基本法

現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とした法律。環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

環境保全茨城県民会議

昭和47年（1974年）3月に設立。環境保全に取り組む市町村民会議を初め、広域団体、事業者、地域団体等115の団体・員（平成28年（2016年）4月現在）で構成。環境保全活動を積極的に推進し、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができる持続的発展可能な社会を築くことを目的とし、レジ袋削減運動、緑のカーテン運動など様々な環境保全活動を行っている。

環境マネジメントシステム

環境に関する経営方針・計画を立て、実施・点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの代表的なものとして国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 がある。

間伐

木の成長に伴い、混みすぎた森林の一部の木を伐採すること。間伐をすることで、残った木が健全に生育するとともに、森林の中に日光が入り、地表に下草が育って土壌の流出を防ぐ効果がある。

緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めること。省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられる。

気候変動適応法

気候変動への適応を推進することを目的とした法律。政府による気候変動適応計画の策定や環境大臣による気候変動影響評価の実施等のほか、地方公共団体の努力義務として、地域気候変動適応計画の策定や地域気候変動適応センターの設置等が定められている。

揮発性有機化合物(VOC)

大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれる。VOCは Volatile Organic Compounds の略称。

空間線量率

空間中の γ (ガンマ)線量を測定したもので、1時間当たりの μSv で表す。計測される放射線は事故由来のものと主に大地からの放射線、宇宙線などの自然放射線が挙げられる。

グリーン・イノベーション

環境・エネルギー分野でのイノベーションを目指すこと。洋上風力・太陽光・地熱産業(次世代再生可能エネルギー)、水素・燃料アンモニア産業等のエネルギー関連産業に加え、自動車・蓄電池産業、半導体・情報通信産業等の輸送・製造関連産業の他に、資源循環関連産業やライフスタイル関連産業等の家庭・オフィス関連産業などがある。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、環境への負荷が少ないものを優先して購入すること。

グリーントランスフォーメーション(GX)

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させる経済社会システム全体の変革のこと。

光化学オキシダント

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする酸化性物質の総称のこと。粘膜への刺激、呼吸器への影響といった人の健康のほか、農作物など植物へも被害を与える。

光化学スモッグ

春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなる。

国連気候変動枠組条約

大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の濃度を気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とした条約。平成4年(1992年)5月採択、平成6年(1994年)3月に発効し、平成7年(1995年)以降、本条約に基づき、気候変動枠組条約締約国会議(COP)が開催されている。

国連気候変動枠組条約締約国会議(COP)

気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国による会議。平成7年(1995年)年にドイツのベルリンで第1回締約国会議(COP1)が開催されて以来、概ね毎年開催されている。COP(コップ)は Conference of Parties の略称。

さ行

サーキュラーエコノミー

3Rと異なり、原材料調達・製品デザイン(設計)の段階から使用済となった当該製品の回収や資源の再利用を前提として、廃棄ゼロを目指す経済のこと。

再生可能エネルギー

自然界に存在する永続的に利用できるエネルギー源のことであり、温室効果ガスを排出しないという特徴がある。具体的には、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・バイオマスなどを指す。

再造林

利用時期を迎えた人工林を伐採した後、再度樹木の植栽を行うこと。「樹を植えて、育てて、伐採（使う）して、植える」というサイクルを維持することで、森林資源の循環利用が可能となる。

里海

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域のこと。古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた大切な海域。

3R（スリーアール）

リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つの総称。リデュースとは、ごみを減らすこと。リユースとは、使用済製品等を繰り返し使うこと。リサイクルとは、廃棄物を資源として再生すること。

酸性雨

工場や自動車から排出された硫黄酸化物や窒素酸化物等の酸性雨原因物質が雨水に取り込まれ、強い酸性を示す雨のこと。一般的には、pH(水素イオン濃度)5.6以下となった雨をいう。

COD

湖沼や海域における、有機物による水質汚濁の程度を示す指標。水中の有機汚濁物質を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したものであり、数値が大きいほど水質汚濁が進んでいる。Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略称。

G7

カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の7か国のこと。

CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）

火力発電所や工場などからの排気ガスに含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として作物生産や化学製品の製造に有効利用する又は地下の安定した地層の中に貯留する技術。Carbon dioxide Capture, Utilization and Storageの略称。

ジクロロメタン

医薬・農薬溶剤、剥離剤、洗浄剤などに使用されており、皮膚や眼に対して刺激がある。発がん性や中枢神経系、呼吸器、生殖器の障害などのおそれがある。

次世代エネルギーパーク

資源エネルギー庁では、地球環境と調和したエネルギーの在り方について、実際に見て触れる機会を増やし理解の促進を図るため、次世代エネルギー施設や体験施設等の整備を推進している。県では、企業や研究機関等の協力を得て、県全体を「茨城県次世代エネルギーパーク」としており、来訪者が次世代エネルギーを実感し、将来の環境やライフスタイルを考えるきっかけとなるようなモデルコースを提案している。

次世代自動車

「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年（2008年）7月閣議決定）において、ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグイン・ハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG（圧縮天然ガス）自動車等と定義されている。二酸化炭素の排出削減や非化石エネルギー源の利用を進める上で有効とされている。

自然公園

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性寄与するために自然公園法等に基づいて指定、管理されるもの。

持続可能な開発のための教育（ESD）

将来にわたって持続可能な社会を構築する担い手を育む教育。Education for Sustainable Development の略称。現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年（2015 年）9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された平成 28 年（2016 年）から令和 12 年（2030 年）までの「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする国際社会共通の目標。

持続可能な開発目標（SDGs）

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標。開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

首都圏自然歩道（関東ふれあいの道）

関東地方、一都六県をぐるりと一周する総延長は約 1,800km の長距離自然歩道で、美しい自然を楽しむばかりでなく田園風景、歴史や文化遺産にふれあうことのできる道。東京都八王子梅の木平を起終点に、高尾山、奥多摩、秩父、妙義山、太平山、筑波山、霞ヶ浦、九十九里浜、房総、三浦半島、丹沢などを結んでいる。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用・処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

食品ロス（フードロス）

本来食べられるのに廃棄されてしまう食品。食品の生産や製造段階では規格外品や余剰生産など、流通段階では期限切れや売れ残り、汚損など、消費段階では過剰除去や食べ残し、期限切れなど、食品に関わるあらゆる段階で発生する。「フードロス」ともいう。

新エネルギー

自然由来の太陽、風力、バイオマス、地熱、水力などで生成される再生可能エネルギーのうち、技術的には導入段階にあるものの、コストが高いためその普及のために支援を必要とするものを指す。

森林吸収源対策

地球温暖化対策にあたり、温室効果ガスの削減に資する森林を確保する対策。適切な「森林経営」が行われている森林を増やすための再造林・間伐等による健全な森林整備や、木材及び木質バイオマス利用などの取組。

森林湖沼環境税

森林や、霞ヶ浦をはじめとする湖沼・河川など本県の豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成 20 年度（2008 年度）から県独自に導入した税制度。この財源を活用し、間伐などの森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全のための取組を重点的に行っている。

水源涵養機能

大雨が降ったときの急激な増水を抑え（洪水緩和）、しばらく雨が降らなくても流出が途絶えないようにする（水資源貯留）など、森林から河川に流れ出る水量を安定させる機能のこと。

生態系

ある地域にすむすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギーの流れに注目して、機能系として捉えた系。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成される。エコシステム。

生物多様性

生物の多様性とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であり、ごみの燃焼やたばこの煙、自動車の排出ガスなどから発生する。

大強度陽子加速器施設(J-PARC)

日本原子力研究開発機構と高エネルギー加速器研究機構が共同で東海村に建設・運営している世界最高性能の研究施設。宇宙誕生の謎探求から高機能の材料開発まで、幅広い分野の研究が行われ、世界中の研究者に利用されている。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年(1998年)、国連気候変動枠組条約第3回締約国会議での京都議定書の採択などを背景に、地球温暖化への対策を国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって取り組むようにするため制定された法律。これまで、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の制定など、合計7回、改正され、令和3年度(2021年度)の改正では「2050年までのカーボンニュートラルの実現」が法律に明記された。

適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組。

デジタルトランスフォーメーション(DX)

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。企業が外部エコシステム(顧客、市場)の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム(組織、文化、従業員)の変革を牽けん引しながら、第3のプラットフォーム(クラウド、モビリティ、ビッグデータ/アナリティクス、ソーシャル技術)を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること。

テトラクロロエチレン

代替フロンガスの合成原料、溶剤、洗浄剤等に使用されており、肝臓や腎臓への障害、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響を及ぼすおそれがある。

トリクロロエチレン

代替フロンガスの合成原料、溶剤、洗浄剤等に使用されており、腎臓がんのリスク増加や神経系への影響(自覚的神経症状)、免疫系への影響(過敏症症候群)を及ぼすおそれがある。

な行

二酸化いおう(SO₂)

石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高濃度では人の呼吸器や植物等に悪影響を及ぼす。

二酸化窒素(NO₂)

物の燃焼によって発生する。比較的水に溶解しにくい性質があり、呼吸器系の疾患の原因となる。

燃料電池

水素と空気中の酸素を化学反応させて、直接電気を発生させるシステム。同時に発生する熱も利用することによりエネルギー利用効率を高めることができる。また水素を燃料としているため、発電の際に水しか排出せず、二酸化炭素や硫酸化物などを排出しないなど、環境面で優れている。

は行

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、石油などの化石燃料を除く再生可能な生物由来の有機性資源のこと。食品廃棄物や建設発生木材などの廃棄物系のほか稲わらやもみがらなどの未利用バイオマス、さらにはサトウキビやトウモロコシ等の資源作物など様々な種類がある。

パリ協定

平成 27 年 (2015 年) に、フランス・パリにおいて開催された 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議にて採択された、令和 2 年 (2020 年) 以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、平成 9 年 (1997 年) に定められた「京都議定書」の後継に当たる。途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点が「京都議定書」と大きく異なる。

BOD

河川における、有機物による水質汚濁の程度を示す指標。水中の有機汚濁物質が微生物により分解される際に消費される酸素の量であり、数値が大きいほど水質汚濁が進んでいる。Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略称。

PRTR 制度

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境 (大気、水、土壌) へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握、国に届け出をし、国が届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。Pollutant Release and Transfer Register (化学物質 排出・移動量届出制度) の略称。

PCB

電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙などの用途に利用されており、中毒症としては目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ぎ瘡様皮疹 (塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどがある。Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の略称。

ビッグデータ

市販されているデータベース管理ツールや従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物を表す用語。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒径 $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル: $\mu\text{m}=1000$ 分の 1mm) 以下の小さなものこと。肺の奥まで入りやすく呼吸器系疾患への影響等が懸念されている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に漂う粒径 $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル: $\mu\text{m}=1000$ 分の 1mm) 以下のもの。物の破碎や選別、土砂の巻き上げ、燃料の燃焼過程などで発生する。大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。SPM は Suspended Particulate Matter の略称。

フロン類

フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。フロン排出抑制法では、CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）をフロン類と呼んでいる。エアコンや冷蔵庫などの冷媒用途をはじめ、断熱材等の発泡用途等に使われてきたが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、より影響の少ない物質への代替が進められている。

ボランティア U.D. 監視員

廃棄物の不法投棄等を未然に防止するとともに、不法投棄等を早期に発見し生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、監視パトロールに従事するボランティア。U.D.は、Unlawful Dump（不法投棄）の略称。

ベンゼン

化学工業製品、農薬、医薬品などの合成原料や抽出剤などに利用され、皮膚や眼に対して刺激がある。遺伝性疾患及び発がんや、生殖能又は胎児への悪影響のおそれがある。

ま行

水循環基本法

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し又は回復させ、国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること目的とした法律。

モビリティ・マネジメント

多様な交通施策を活用し、個人や組織・地域のモビリティ（移動状況）が社会にも個人にも望ましい方向へ自発的に変化を促す取組のこと。様々な運用施策やシステムの導入や改善、実施主体となる組織の改変や新設等を持続的にかしこく展開していくこと。

ら行

ラムサール条約

昭和46年（1971年）2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」というが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれている。。

リサイクルループ

食品事業者とリサイクル業者、農業者等の3者の連携により、食品関連事業者の廃棄物から肥料・飼料を生産し、それを用いて生産した農産物等を、食品関連事業者が取扱うこと。

流域マネジメント

流域の総合的かつ一体的な管理は、1つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ又は改善するため、様々な取組を通じ、流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること。

レッドデータブック

レッドリストに掲載された種について、それらの生息状況や存続を脅かしている原因等を解説した書籍のこと。

レッドリスト

絶滅のおそれのある野生生物の種のリストのこと。日本では、環境省などが作成している。環境省では、日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、レッドリストとしてまとめている。

わ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチックのことであり、コンビニのスプーンやフォークなどのカトラリー、クリーニング店のハンガー、宿泊施設の歯ブラシやカミソリなどがワンウェイプラスチックに当たる。

第4次茨城県環境基本計画

発行年月／令和5年（2023年）3月

発行／茨城県生活環境部環境政策課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

TEL 029-301-2933

FAX 029-301-2949
